

●協議テーマ「高等学校教育の役割について」関係資料

- 資料1-1 これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針 …… 1
(令和4年3月策定)
- 資料1-2 高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)
～2040年に向けた「N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想」～
(令和8年2月13日 文部科学省) …… 37
- 資料1-3 文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会
次期学習指導要領に向けた、教育課程企画特別部会における論点整理
(ポイント:詳細版)
…… 60

これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針

令和4年3月

滋賀県教育委員会

目 次

I	はじめに	
1	背景と趣旨	P 1
2	対象期間	P 2
3	これまでの県立高等学校改革の主な取組	P 2
4	現行の県立高等学校再編計画の総括	P 5
5	県立高等学校を取り巻く現状と課題	P 7
6	将来の社会の姿	P 10
7	高等学校への希望や期待	P 12
II	これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本的な考え方	
1	本県教育の基本理念	P 18
2	育成すべき生徒像	P 18
3	高等学校の役割	P 18
4	魅力化の視点	P 18
5	目指す姿	P 19
6	滋賀の県立高等学校づくりのコンセプト	P 20
III	取組の方向性	
1	確かな学力の育成	P 22
2	キャリア教育の充実	P 22
3	多様な学習ニーズ等への対応	P 23
4	普通科の特色化（普通科系専門学科を含む）	P 24
5	職業系専門学科・総合学科の特色化・高度化	P 27
6	定時制／通信制の役割への対応	P 28
7	生徒数減少への対応	P 28
8	I C Tの活用	P 29
9	生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成	P 30
10	持続可能な推進体制の構築	P 30
11	その他	P 31
IV	将来を見据えた整理	
1	県立高等学校と私学との関係について	P 32
2	県立高等学校の学校規模について	P 32
3	将来に向けた議論の必要性について	P 33
4	入学者選抜の在り方について	P 33
V	今後の進め方	P 34

I はじめに

1 背景と趣旨

滋賀県教育委員会では、昭和23年の現行の高等学校制度発足以来70年余り、高等学校教育に対する県民の期待に応えるため、県立高等学校の整備や教育内容の充実を図るとともに、生徒のニーズや時代の要請等に応じ、これまで県立高等学校の学科改編や特色ある学科やコースの設置をはじめ、中高一貫教育校の設置、県立普通科高等学校通学区域全県一区制度導入、入学者選抜制度の改善など様々な県立高等学校改革に取り組んできた。

情報分野をはじめとする科学技術の進展や、経済のグローバル化、少子高齢化など、社会が一層大きく変化する中で、生徒の進路等に対する考え方や課題の多様化、規模の小さな学校の増加など、県立高等学校の教育環境は大きく変化してきたことから、概ね10年後を見据えて長期的かつ全県的な視野に立って県立高等学校再編の基本的な考えを示した「滋賀県立高等学校再編基本計画」および「滋賀県立高等学校再編実施計画」を平成24年12月に策定した。

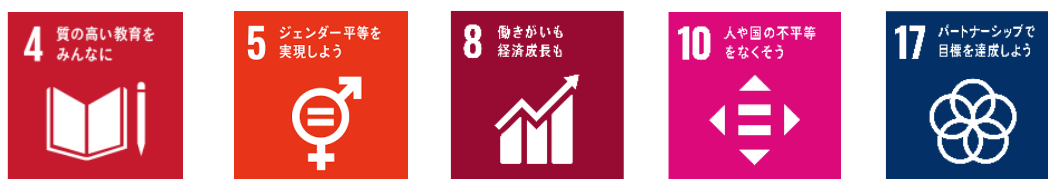
これらの計画に基づき、総合単位制の新しいタイプの学校の設置や統合による新しい学校の設置など、魅力と活力ある県立高等学校づくりに向けた再編の取組を進めてきた。

しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化、情報化、技術革新の進展、新型コロナウイルスによる生活様式の変化など、さらに急速に社会情勢が変化してきている。

近い将来には、人口減少と高齢化の更なる進行、第4次産業革命¹を通じた Society5.0²の実現、コロナ禍を経た生活様式の変化、多様な価値観が尊重される社会を目指した取組の進展などが考えられ、さらに予測できないことが起こることも十分に考えられる。

こうした社会の高度化、多様化や生徒減少等に対応した魅力と活力ある県立高等学校づくりが必要となっていることから、県教育委員会では、令和2年6月に「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」を設置し、8回の検討委員会と現地調査を含む2回の企画作業部会での議論を経た上で、令和3年10月に、これからの県立高等学校の在り方についての答申をいただいた。また、令和3年8月には、「第25期滋賀県産業教育審議会」から社会の変化に対応したこれからの産業教育の在り方や教育環境の充実についての答申をいただいている。これらの答申を踏まえ、概ね10年から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方について全県的視野で基本的な考えを示す。

なお、本県は、SDGs³を県政に取り込むことを宣言しており、SDGsの掲げる目標のうち次のものを踏まえたものとする。



¹ ICT(情報通信技術)の急速な発展のもと、IoT(Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能、ロボットなど、産業や社会構造の転換を図るほどの技術革新。

² 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

³ 「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称。経済、社会、環境のバランスを取りながら持続可能な社会を実現するための、全ての国に共通する2030年までの目標。

2 対象期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

3 これまでの県立高等学校改革の主な取組

(1) 総合学科の設置（H9～）

平成9年度に国際情報高等学校の工業学科と商業学科を改編し県内最初の総合学科を設置した。その後専門学科を改編する形で総合学科の設置が進み、現在県立高等学校では7校の総合学科設置校がある。

(2) 県立中高一貫教育校の設置（H15）

中等教育（中学校、高等学校等）の一層の多様化、複線化を推進するため、平成15年度から併設型中高一貫教育校を設置しており、6年間の特色ある教育課程のもとで、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を展開している。

(3) 県立普通科高等学校通学区域全県一区制度導入（H18）

多様化する生徒のニーズに対応し自分にあった県立高等学校を主体的に選択できるようにするとともに、特色ある学校づくりを一層推進することをねらいとして、平成18年度入学者選抜から、普通科高等学校の通学区域全県一区制度を導入した。

制度導入後10年が経過した平成28年度に検証を行い、全県一区制度のねらいである中学生の主体的な高等学校選択や特色ある学校づくりが進み、生徒や保護者にも受け入れられていることから、この制度を継続することとした。また、検証を進める中でいただいたアンケートの結果や聞き取り内容については、県教育委員会でしっかり受け止め、必要に応じて市町と連携を図りながら、全ての県立高等学校においてさらに魅力ある学校づくりを進めていくとしている。

(4) 県立高等学校再編計画策定（H24）

生徒数の漸減傾向が予測されることをはじめ、特別な支援を要する児童生徒の増加傾向、さらには本県の極めて厳しい財政状況など、特別支援学校を含めた県立学校を取り巻く環境が大きく変化していく中で、今後の県立学校のあり方に関する新たな方向性を検討する必要が生じてきた。

このため、「県立学校のあり方検討委員会」に対し、今後の県立学校のあり方についての協議・検討を平成20年7月に依頼し、平成21年3月に報告を受けた。この報告のほか、滋賀県産業教育審議会からの答申等を踏まえ、平成24年12月に、滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画（以下「再編計画」という。）を策定し、再編計画に基づき学科改編や学校統合等を行った。

(5) 国際バカロレア設置 (R2)

平成 26 年度より、国際バカロレア⁴の導入に向けた調査・研究の研究校として虎姫高等学校を指定し、カリキュラム策定等バカロレア校認定にむけて準備（調査研究）を進め、平成 31 年 3 月に国際バカロレア認定校に認定された。

令和 2 年度の入学生が第 1 期生となり、ディプロマプログラム⁵生の選考後、令和 3 年 1 月よりディプロマプログラムが開始されている。

(6) 湖西地域の県立高等学校魅力化 (R3)

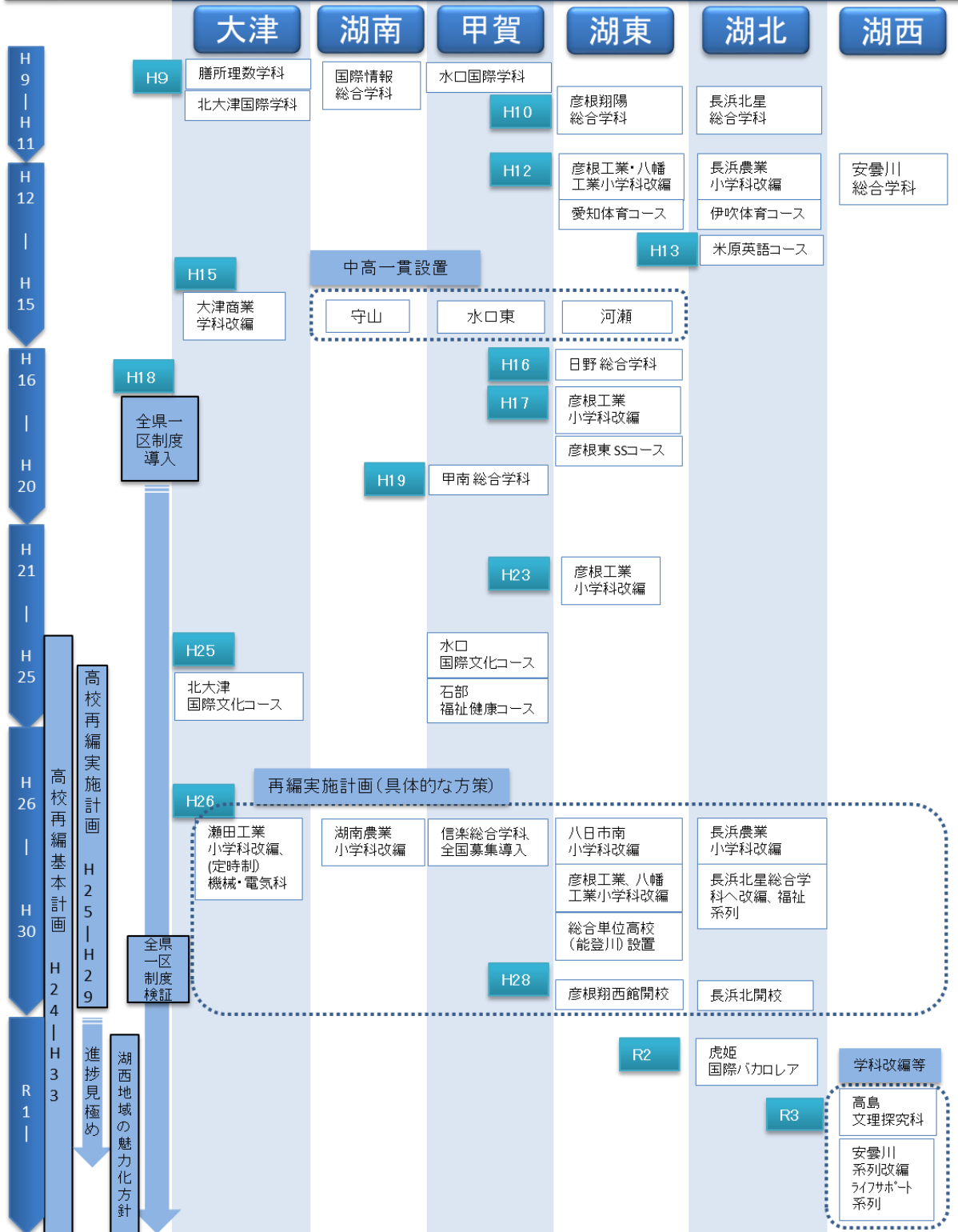
湖西地域の県立高等学校の定員未充足が深刻な状況であり、学校活力の低下が懸念されることから、令和元年 10 月に湖西地域県立高等学校魅力化方針を策定した。

この方針に基づき、高島高等学校には、進学指導に重点を置く文理探究科を設置し、安曇川高等学校総合学科には新しい系列であるライフサポート系列を設置するとともに既存の系列をリニューアルして魅力化を図ることとした。

⁴ 国際バカロレア機構が実施する国際的な教育プログラム。多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的としている。

⁵ 国際バカロレアのプログラムのうち 16 歳から 19 歳を対象としたプログラム。所定のカリキュラムを 2 年間履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）を取得可能。

これまでの県立高等学校改革の推移 ※主な取組



4 現行の県立高等学校再編計画の総括

(1) 学校統合

平成24年12月に再編計画を策定し、基本計画の計画期間を概ね10年として魅力と活力ある県立高等学校づくりを実施してきた。標準とする学校規模を1学年当たり概ね6学級から8学級とし、地域ごとの生徒数の推移を見据えつつ、標準を下回る規模の学校が多くを占める地域において県立高等学校の統合を行い地域全体の学校活力の維持向上を図った。

統合により開校した彦根翔西館高等学校は、「探究（普通）系列」「スポーツ科学系列」「家庭科学系列」「会計ビジネス系列」「情報ビジネス系列」の5つの系列を持つ総合学科の高等学校として、開校以来、県内の広い範囲から入学者を集めている。また、同じく長浜北高等学校は、8割以上の生徒が部活動に加入し活動するとともに、卒業生の約7割が大学に進学する湖北地域の中核的普通科高等学校となっている。学校統合により、子どもたちの社会性が涵養できるとともに、部活動の活性化、充実を図ることができた。

(2) 多様な学習ニーズへの対応

新しいタイプの学校として、生徒の多様な学習ニーズに対応するため、能登川高等学校を全日制・定時制併置の総合単位制高等学校に改編した。定時制昼間部では、中学校で不登校などの経験のある生徒が多いものの、始業時間が遅いことや少人数授業の実施により不登校であった生徒も登校し卒業できているといった成果が上がっている。

その他、再編の具体的な方策に記載のあった、「地域に根ざした学校づくり（信楽高等学校の改編）」「職業系専門学科の改編等」「総合学科の充実（長浜北星高等学校総合学科に福祉系列を設置）」「定時制課程の見直し」については、再編のねらいを一定達成できた。

(3) 全ての県立高等学校の魅力ある学校づくり

また再編計画では、上記の再編の他に、「全ての高等学校においてそれぞれの教育目標等に応じた魅力ある学校づくりに取り組みます」としており、この間、全県一区制度のもとで、全ての県立高等学校において、国や県の研究指定も活用しながら、魅力と活力ある県立高等学校づくりに取り組んだ。

令和2年1月に実施した県立高等学校の校長対象の調査では、92%の学校が、魅力と活力ある学校づくりが進んだと回答している。「地域との連携」や「授業の工夫」、「大学や企業との連携」が進んだと回答した県立高等学校が多く、地元市町や商工会との連携協定を結び、就業体験等に取り組んでいる県立高等学校もある。また、令和2年10月に実施した県立高等学校1、2年生を対象としたアンケートでは、在籍している県立高等学校に満足している生徒は82%あった。これらのことから、魅力ある県立高等学校づくりは一定進展していると考えられる。

(4) これからの魅力ある県立高等学校づくりに向けて

計画策定過程における地域の理解やコンセンサスを得ることが不十分であったとの声もあり、今後は計画策定過程で地域と双方向でやり取りする等、地域を巻き込んだ議論をしていく必要がある。

また、中学校長を対象としたこれからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する意見聴取では、「オンリーワンの高等学校、その高等学校ごとの特色をもっと前面に出した学校づくりを進めていく必要がある」や「各高等学校の魅力・特徴は、特に『普通科』である場合伝わりにくく、横並び的なものとして映ってしまっている」といった意見があり、普通科高等学校を中心として、今後も更なる特色化、魅力化を継続して進めるとともに、特色や魅力の発信力の強化を図る。

加えて、将来的に生徒数が大きく減少すると見込まれる地域にある学校においては、学校規模の更なる小規模化が進むと想定されるため、市町との連携・協働による高等学校の魅力づくりを推進する。

5 県立高等学校を取り巻く現状と課題

(1) 生徒数の減少

県内中学校および義務教育学校の卒業生数は、平成2年3月卒の20,747人をピークに減少し、令和2年3月卒は13,753人（H2から▲7,000人34%減）となっている。令和16年3月卒は約12,100人（H2から▲8,700人42%減）となることが見込まれている。

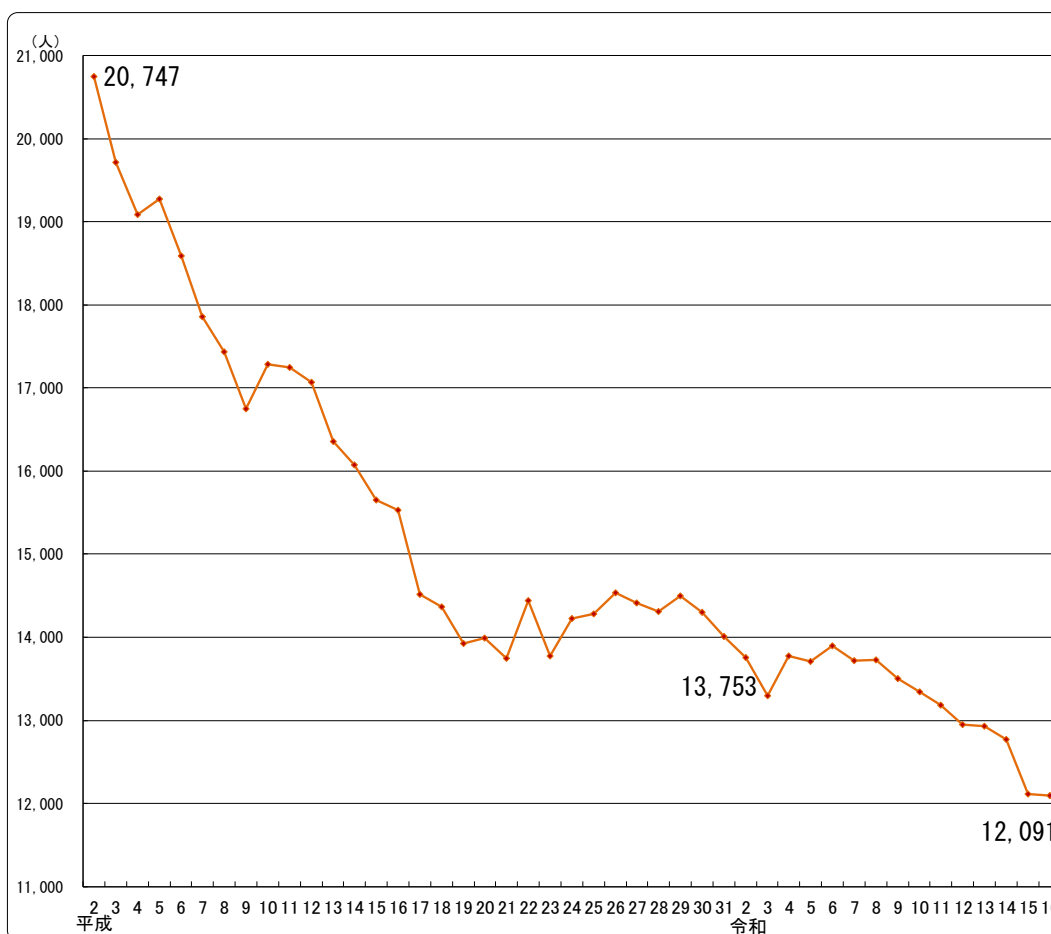
中学校および義務教育学校卒業（予定）者数の推移（全県）

2020年9月版

平成																
平成	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
全県計	20,747	19,715	19,088	19,279	18,592	17,859	17,432	16,750	17,283	17,251	17,068	16,361	16,073	15,655	15,526	14,515

令和																
平成	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	
全県計	14,370	13,922	13,988	13,746	14,439	13,773	14,226	14,281	14,537	14,411	14,310	14,500	14,299	14,007	13,753	

令和															
令和	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	
全県計	13,293	13,770	13,710	13,895	13,720	13,728	13,505	13,341	13,183	12,952	12,930	12,769	12,117	12,091	
	▲ 460	17	▲ 43	142	▲ 33	▲ 25	▲ 248	▲ 412	▲ 570	▲ 801	▲ 823	▲ 984	▲ 1636	▲ 1662	



※ 令和3年～令和11年は、令和2年5月1日の学校基本調査による現員
 ※ 令和12年以降は、令和2年4月1日付けの県人口推計（統計課）による

(2) 社会情勢の変化

①人口減少と少子高齢化

本県の人口は、昭和42年から増加し続け、平成20年には140万人を超えたものの平成25年の約142万人をピークに人口減少に転じた。その一方で高齢者人口は、団塊の世代の高齢化や平均寿命の延伸等により増加し続けており、高齢化が進んでいる。

②グローバル化の進展

人口減少により国内市場が縮小する中、海外市場に目を向けた事業展開が進んでおり、更なるグローバル化が進展している。

③第4次産業革命と Society5.0

科学技術に目を向けると、第4次産業革命と呼ばれる飛躍的な技術革新や第5期科学技術基本計画で提唱された Society5.0 等、ICTの急速な発展のもと近年非常に大きな変化が起きている。

④新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、生活様式の変化や経済活動、社会的活動の制限を余儀なくされた。学校においても、感染拡大防止のため部活動および学校行事等の制限に留まらず臨時休業が実施され、ICT環境の早急な整備等を通じた学びの機会の保障などの課題が浮き彫りになった。

(3) 国の動き

高等学校の新学習指導要領が令和4年度から実施されることになっている。子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携・協働することにより、子どもたちを育む「社会に開かれた教育課程」⁶を重視するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等が必要とされている。

また、中央教育審議会では、今後の社会状況の変化を見据え、普通科改革など学科の在り方や地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方等について、令和3年1月に答申を取りまとめられた。

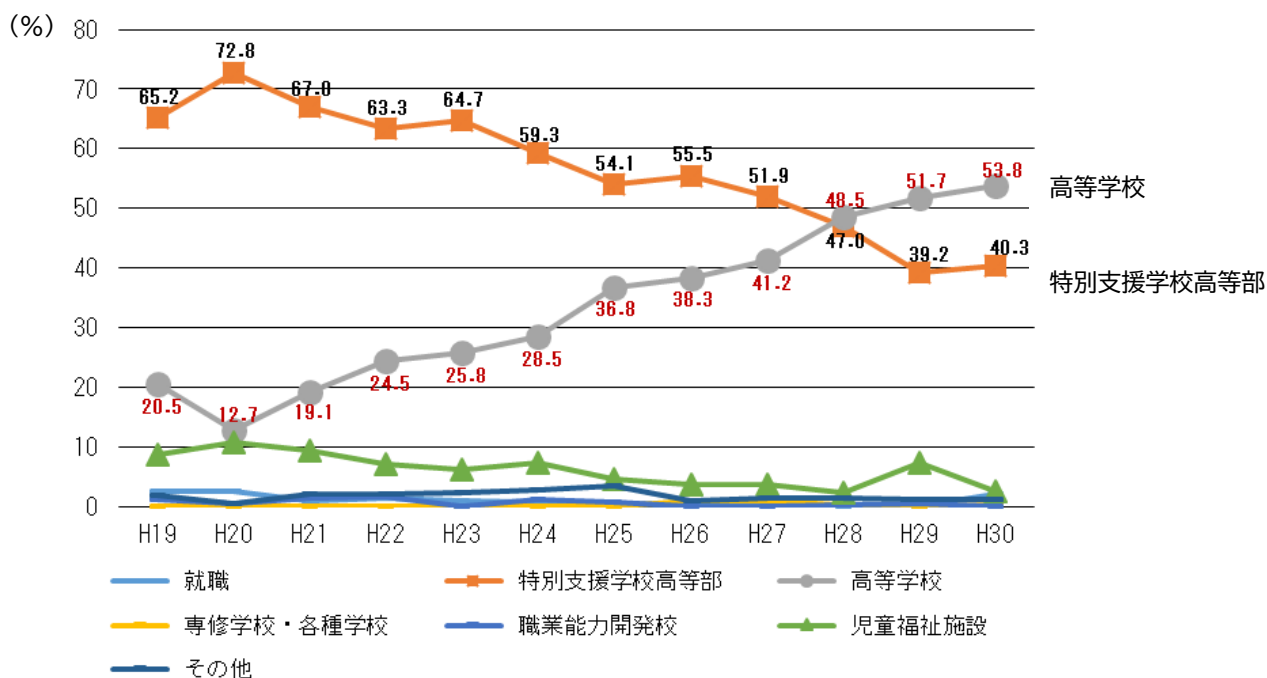
(4) 高等学校における特別な教育的支援が必要な生徒の増加

中学校の特別支援学級の生徒の卒業後の進路は、特別支援学校高等部よりも高等学校への進学が増加（平成20年度13%→平成30年度54%）しており、また、高等学校での特別な教育的支援を受ける必要がある生徒の割合は増加傾向（平成22年度2%→令和元年度5%）になっている。

今後とも、障害等により学びにくさのある生徒が、安全安心に充実した学校生活を送れるように取り組む必要がある。

⁶ 新学習指導要領で示された考え方で、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校が必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを教育課程において明確にする」とされた。

【中学校特別支援学級卒業生の進路状況】



【令和元年度滋賀県特別支援教育支援委員会資料】

(人数)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
就職	4	4	2	3	2	2	1	1	2	0	0	7
特別支援学校高等部	105	115	130	145	143	152	144	161	151	158	129	144
高等学校	33	20	37	56	57	73	98	111	120	163	170	192
専修学校・各種学校	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	0	1
職業能力開発校	2	1	3	4	0	3	2	0	0	1	2	0
児童福祉施設	14	17	18	16	14	19	12	11	11	8	24	9
その他	3	1	4	5	5	7	9	3	4	5	4	4
計	161	158	194	229	221	256	266	290	291	336	329	357

(高等養護学校は特別支援学校高等部に含む)

【高等学校における特別な教育的支援が必要な生徒の割合】

発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した生徒の割合（診断の有無は問わない）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
生徒数(人)	32,898	32,238	32,540	31,911	32,144	32,470	32,353	31,874	31,019	30,925
対象者数(人)	710	755	802	897	936	960	1,153	1,338	1,390	1,515
割合	2.16%	2.34%	2.46%	2.81%	2.91%	2.96%	3.56%	4.20%	4.48%	4.90%

【高等学校における特別支援教育実態調査（毎年9月1日調査）より】

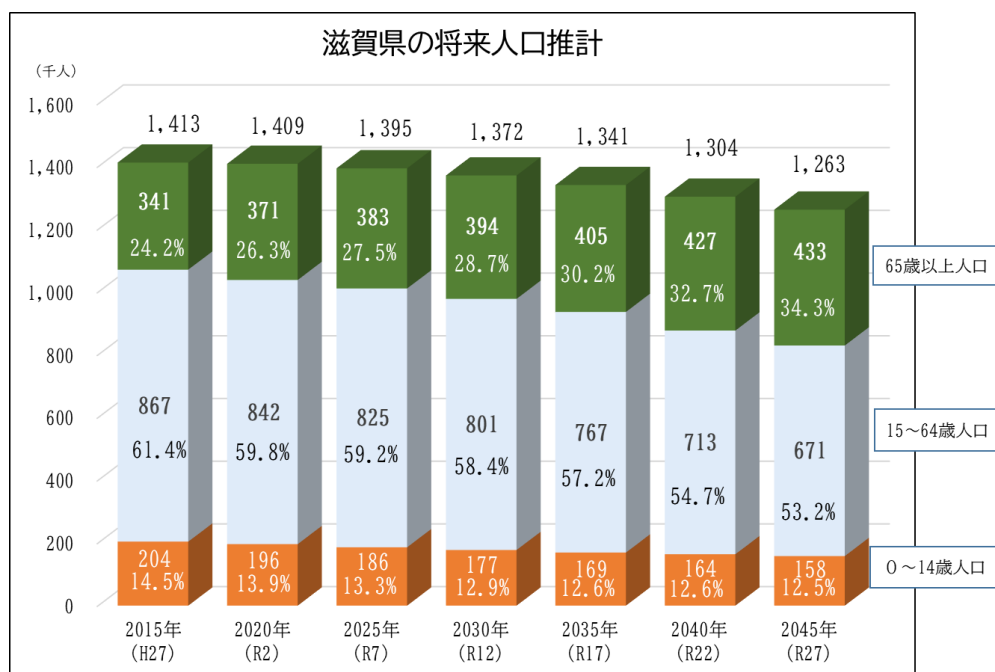
6 将来の社会の姿

10～15年先の社会の姿として、以下のことが考えられる。

(1) 人口減少と高齢化の更なる進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年推計）によると、令和27年の本県の総人口は126.3万人とされており、平成27年の141.3万人と比較して約15万人減少するとされている。その一方、令和27年の65歳以上の高齢者人口は43.3万人とされており、平成27年の34.1万人と比較して約9.2万人増加するとされている。

さらに、年齢区分別構成比を見ると、平成27年は65歳以上人口の割合が24.2%、0～14歳人口の割合が14.5%だったのに対し、令和27年には65歳以上人口の割合が34.3%、0～14歳人口の割合が12.5%と少子高齢化が一層進展することが見込まれている。



【国立社会保障・人口問題研究所 日本地域別将来推計より】

(2) 第4次産業革命を通じた Society5.0 の実現

第4次産業革命を通じた Society5.0 の実現により、IoT⁷で全ての人とモノがつながり様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、自ら情報を見つけて分析する作業負担、年齢や障害等による労働や行動の制限等の課題を克服することができるようになると期待されている。

また、AI⁸により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されることも期待されている。

⁷ Internet of Things の略。家電、自動車、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すコンセプト。

⁸ Artificial Intelligence の略。人工知能。

(3) コロナ禍を経た生活様式の変化と大規模災害などの発生リスク

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日常生活においてはマスクの着用や3密の回避、働き方においてはテレワークの実施や時差出勤等、私たちの生活様式に大きな変化をもたらした。

学校現場においても、臨時休業の実施、学校行事や部活動の制限、オンライン授業の実施等の大きな変化をもたらした。

こうした変化は、感染拡大状況に応じて今後も続くことが予想される。また、テレワークやオンライン授業の実施等一部の变化については、いわゆるコロナ禍の収束後においても一定定着することも考えられる。

さらに感染症だけでなく、100年から150年間隔で発生している南海トラフ地震等の地震災害や豪雨、豪雪、洪水、土砂災害等の大規模災害が発生することも考えられる。

(4) 持続可能な社会の実現（SDGs）と多様な価値観が尊重される社会

平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGsでは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために2030年を期限とする17の目標を定めている。

我が国では、SDGsアクションプラン2021において、感染症対策と次なる危機への備え、Society5.0の実現、2050年までにCO₂ネットゼロ⁹やあらゆる分野における女性の参画等を推進することとしている。

また、今後多様な価値観や性の多様性が尊重される社会となることが一層求められる中、県立高等学校においても多様な生徒への対応が必要である。

将来の社会の姿として、想像はできるが予測できないことが起こりうるということを前提にしておく必要がある。

⁹ CO₂などの温室効果ガスの人為的な排出を減らし、森林などの吸収源を確保することで均衡を図ること。

7 高等学校への希望や期待

県立高等学校の在り方検討の参考とするため、生徒、保護者および関係者の意見を聴取した。主な意見の概要は以下のとおり。

(1) 生徒の立場から

<中学生・高校生 7,688 人回答の主な意見>

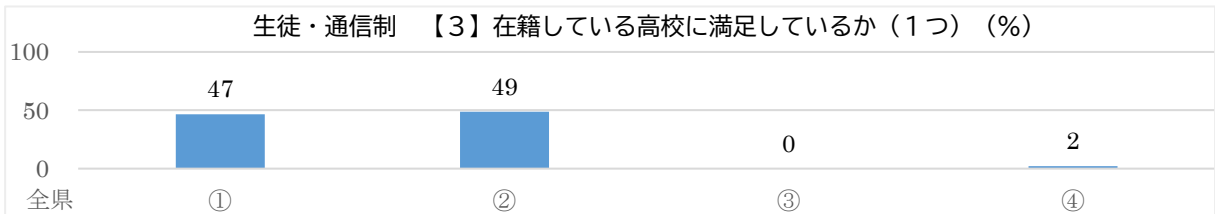
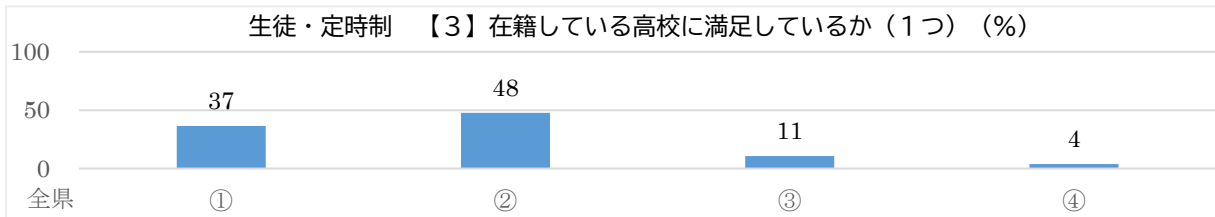
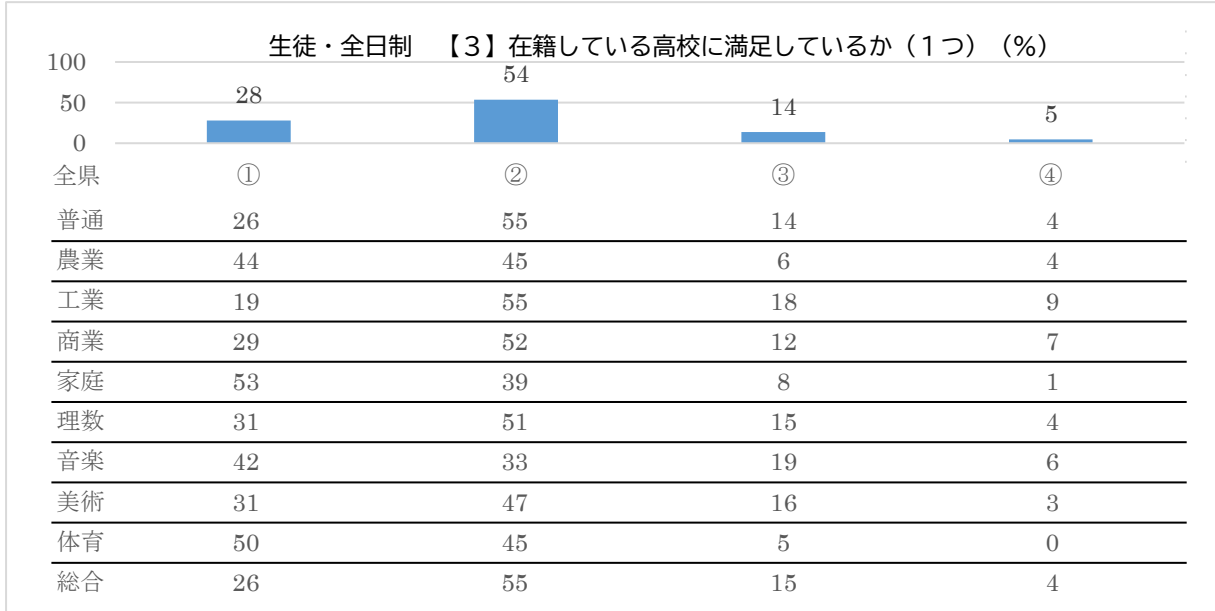
- ・文武両道に励みたい。
- ・友達をたくさんつくりたい。
- ・勉強だけでなく行事や部活動も充実して楽しめるようにしてほしい。
- ・楽しい授業が受けたい。
- ・少人数指導の充実をしてほしい。
- ・選択科目を増やしてほしい。
- ・大学受験について丁寧にアドバイスなどをもらいたい。
- ・地域・他校との交流を深めたい。
- ・校舎をリニューアルしてほしい。
- ・高校生活の中で将来のことをじっくり考えたい。
- ・タブレットでの学習を推進してほしい。
- ・リモート授業がコロナ休校中に数回行われた。分かり易く便利だったので、復習用や補足用に導入してほしい。インターネットを活用した学習を増やしてほしい。
- ・学校の良さや特徴を積極的に宣伝して、県内の生徒により多く伝えてほしい。
- ・資格を取る勉強を増やしてほしい。 等

<大学生等 176 人回答の主な意見>

- ・フィールドワークは自分の将来について見据えて考える良い機会だったので、滋賀県の高等学校でもっと取り入れていくべきだと思う。
- ・新しい魅力を作ることよりも、今ある魅力は何かをよく理解し、その魅力を伸ばせるプログラムなどは何か見極めるべきだと思う。
- ・学校行事は生きる力を育成するためには非常に有効な活動。能動的に活動できる取組を増やしていくべきだと思う。
- ・様々な場面でクラスメイトや教職員と団結できる取組をしていくべき。
- ・ディベートなどの自分の意見を述べる機会や相手の考えを受け入れる機会など、お互いが受け入れ合う機会を設けることも大切であると思う。
- ・キャリア教育がもっとあれば良かったと思う。大学進学の話はあったが、将来の仕事や自分の生き方を考える機会が欲しかった。
- ・キャリア選択の活動が良かった。学年全員を対象に、様々な分野の職場の方のお話を聞く機会があり、そこで大手企業で研究をされている方や銀行で働く方のお話を聞いたことで、将来なりたい職業の参考にすることができた。
- ・社会に出て働いている OB や、大学で学んでいる先輩たち、いろんな分野で活躍されている人と交流できる機会を設け、生徒自身が自分の「ありたい姿」がイメージできるようにするとよいのではと思う。 等

(魅力と活力ある県立高等学校づくりに関するアンケート (高校生対象) より)

Q. あなたは在籍している高校について満足していますか。次の中から1つ選んでください。
 ①満足している ②ある程度満足している ③どちらかと言えば不満である ④不満である



- <全日制> ○82%(①+②)の生徒が満足している。
 ※体育：満足度が最も高い(95%)
 ※「友人や先輩との関係(49%)」、「部活動(41%)」、「授業(30%)」に満足しているという回答が多い。
 ※「授業(39%)」、「校風や教育方針(37%)」、「学校の施設・設備(32%)」に不満があるという回答が多い。
- <定時制> ○85%(①+②)の生徒が満足している。
- <通信制> ○96%(①+②)の生徒が満足している。

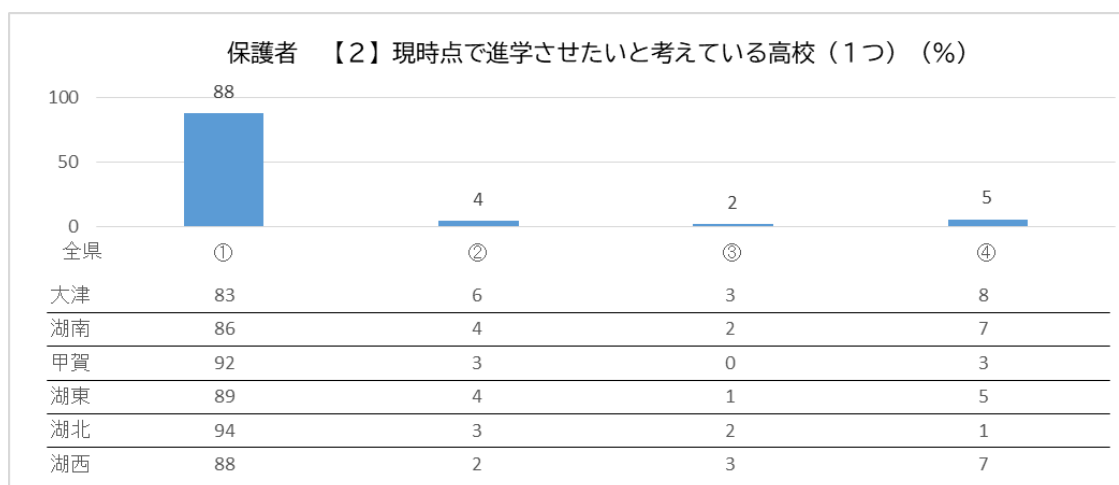
(2) 保護者の立場から〈中学生と高校生の保護者 6,894 人回答の主な意見〉

- ・子どもの可能性を拡げてやりたい。
- ・基礎から学べるようにしてほしい。
- ・楽しい高校生活を送ってほしい。
- ・一般的な教養を普通科、専門学科関係なく身に付くように指導してほしい。
- ・社会に出て仕事をしていく上で仕事は一人では出来るものではないので、周りの人とうまくコミュニケーションを取れる人材を育成してほしい。
- ・社会へ出るための自立する力をつけてほしい。
- ・子どもたち自身で考えたりする機会がもっとあると良い。
- ・勉強ばかりでなく、地域と関わったり学んだりできる授業、人間性を深められる高校生活を送れるような行事、校外学習が多くあると良い。
- ・学力向上だけではなく、人間性を高める、人として正しい考え方等を学ぶ場として高等学校があれば良いと思う。
- ・学習面での充実はもちろんのこと、生徒の生きる力をつけていくためには、学校でしかできない様な人と人とのつながりを大切にするため、部活動や生徒会活動、学級活動などを充実させることが大切だと思う。人と人との関わりから様々なことを学ぶのが学校である。学習面だけなら塾でもできるが、学校でしか学べないことがたくさんあるはずだと思う。
- ・オンライン授業や遠隔授業には力を入れてほしい。 等

(魅力と活力ある県立高等学校づくりに関するアンケート (中学生保護者対象) より)

Q. 現時点でお子様に進学させたいと考えている高等学校を次の中から1つ選んでください。また、そのように思う理由を書いてください。

①県内の県立高等学校 ②県内の私立高等学校 ③県外の私立高等学校 ④その他



○88%の保護者(中学生は66%)が、「①県内の県立高等学校」へ進学させたいと考えている。理由としては、「家から近く通学しやすい」、「学費が安い」、「子どもが行きたいと思っている高等学校が県立高等学校」という回答が多かった。

○主な理由

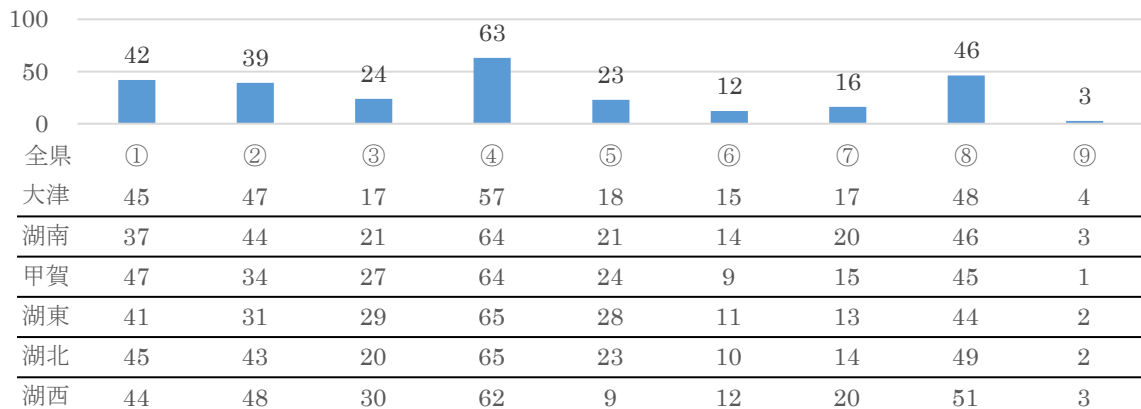
- ①県内の県立高等学校 (家から近く通学しやすい、学費が安い、子どもの希望、魅力ある学校がある、部活動、学校の選択幅がある)
- ②県内の私立高等学校 (部活動、大学進学)
- ③県外の私立高等学校 (県内に子どもが学びたい学科がない)
- ④その他 (高等専門学校)

(魅力と活力ある県立高等学校づくりに関するアンケート (中学生保護者対象) より)

Q. あなたは、高等学校というものにどのようなことを期待しますか。次の中から3つ以内で選んでください。

- ①基礎的・基本的な学力を身に付けることができる。
- ②大学等への進学のための学力を身に付けることができる。
- ③資格につながる学習ができる。
- ④自分の進路希望や興味・関心、適性などに応じた科目を選択することができる。
- ⑤就職する時に必要な知識や技術・技能を習得できる。
- ⑥学校行事が充実している。
- ⑦部活動が盛んである。
- ⑧多くの友人をつくることできる。
- ⑨その他

保護者 【6】 高校にどのようなことを期待するか (3つ以内) (%)



- 「④自分の進路希望や興味・関心、適性などに応じた科目を選択することができる」高等学校を期待している保護者が最も多い(63%)。
- 次いで、多くの友人をつくり、交友関係の幅を広げてほしいと考えている保護者が多い。
※「⑧多くの友人をつくることできる」：46%
- 「①基礎的・基本的な学力(42%)」から、「②大学等への進学のための高い学力(39%)」を身に付けられる高校を期待している保護者も多い。

(3) 地域社会の視点<市長会、町村会、市町教育長等の主な意見>

- ・県内のどこに生まれ育っても、地元で高等学校でキャリア形成をし、地域創生に資する力や思いを育成することができる魅力ある高等学校教育が推進されなければならないと考える。
- ・地域との協働による地域課題のマッチングに向けた学びから、「社会から学び自らの進路を考える力が付くもの」とも思われる。
- ・高等学校は地域にとって大切な存在である。地域の人材を育成し、将来的に地域に戻って地域に貢献する人材の育成が高等学校の大きな役割であると考えている。
- ・県内のどの地域でも様々な学びが提供されるとともに、キャリア形成を保証するような学校づくりをすることも大切であり、自分を高めるとともに、地域の活性化に貢献する生徒の育成にも重点を置く。
- ・在り方検討が最終的に高等学校再編にならないように要望する。令和4年度からの地域別協議会で地域の声をしっかり聞いてほしい。
- ・地域において1つの高等学校の存続は大きい。 等

(4) 産業界の視点<県内企業関係者等の主な意見>

- ・専門的に教育して、高等学校を卒業してすぐに社会に役立つ人材を育てる必要がある。
- ・施設設備について、今の状況の中でなかなか予算的などころもあって充実していないと思う。企業などと連携し、充実させる必要があるのではないか。
- ・民間人であっても、基準を満たした人であれば生徒を教えることに参加できる仕組みも必要ではないか。
- ・資格がとれる仕組みを整えてほしい。 等

(5) 教職員の立場から<中学校・高等学校管理職、中堅教諭等の主な意見>

- ・県立高等学校の子どもや保護者に特色ある学校づくりはなかなか浸透しない。私立高等学校に比べるとまだまだアピール不足だと思う。子どもや保護者が気軽に見学できるような取組が必要だと思う。
- ・国境を越えて世界の同世代とつながるカリキュラムを持ち、グローバルコンピテンス¹⁰の涵養を目指す学校も必要だと思う。
- ・人間性を高めるために、授業はもちろん、部活動や学校行事も大切にし、いろいろな「経験」ができる教育活動を工夫したい。
- ・ICTの活用と授業改善を推進して生徒主体の授業づくりを更に進めていきたい。
- ・生徒が自らの将来を考える機会を増やしたい。
- ・「文武両道」と「地域との連携」を大きな柱として、将来地域に戻り、地域に貢献できる人材づくりに引き続き取り組んでいきたい。
- ・高等学校を卒業してからの人生にしっかり役立つような経験と知識を生徒たちが得られる場になるように努めていきたい。
- ・学校の規模が小さくなると学校の活気や学園祭等の行事、部活動に影響がある。
- ・集団だからこそできる学びや体験を各学校の特色として打ち出していく必要があると強く感じた。
- ・多様性を認められ、受け入れられるような取組が必要だと思う。
- ・教職員全体が各校の特色を生み出せるような思考時間をもてるように、余裕を持てるように変わること、変えることへの支援が必要だと思う。
- ・人口減少地域において一定の学校規模で教職員数も充実した状況を作ることが必要。
- ・外部指導や地域の方との連携で負担が増え、本来やるべき教科指導や部活動指導に力を注ぐことが十分できないことが課題となる。
- ・ある程度「過ごしやすく快適な」環境を用意する必要がある。
- ・社会の変化に合わせて教育を提供することが今後の我々の使命になる。
- ・特別な教育的支援や部活動において専門家をつけることが必要だと思う。 等

¹⁰ 国際的な場で必要とされる能力。

(6) 卒業後の進学先の視点<大学、短大、専修学校等の主な意見>

- ・根拠のある意見を述べることで、既習内容等を活用して思考・意見・議論などしていく力が弱い。ディスカッションをする際に、根拠のある意見を述べる力の育成が必要。
- ・現在、理系生は一部の高校に偏っている状況。将来、文系生と同じくらい理系生を増加させる施策が必要。
- ・大学全入時代の今、大学生の学力は総じて低下しているといわれるが、それより問題なのは「主体的に学ぶ姿勢」だと思う。学ぶ意欲を持った生徒に入学してほしい。
- ・生徒が大学に進学を希望する際には、自身の関心や志向を見つめなおし、これと学問とを接続していくことが必要と思われる。AIによるマッチングやアドバイスなどといった、デジタル技術による生徒の気づきを細かく喚起する新しい指導方法も実現していくのではないかな。
- ・間違えたりミスをするのを恐れたりする傾向が強い。課題に対して、トライ&エラーしながら進めていく力が弱い。答えがすぐに出ない問題・課題にチャレンジする機会を増やしてみてもどうか。
- ・職業系専門学科では、現場体験や職業人の講話など実体験の機会を増やし、職業へのあこがれを育む取組が重要だと思う。 等

(7) その他の学校関係者の視点<スクールカウンセラー、塾等の主な意見>

- ・対人不安の強い生徒たちが同じ教室で学ぶことの難しさがある。先生方が様々な対処法のスキルを身に付けられるよう支援が必要だと思う。
- ・学校の魅力の発信にもっと力を入れてほしい。中学生にとって高校に触れるという体験は大きく、オープンスクールのように直接情報を届けることは大事。
- ・ふるい落としではなく、これがダメでもあっちがあるという「緩さ」、「余裕」があれば、子どもたちもあまり苦しまなくてすむのではないかな。 等

Ⅱ これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本的な考え方

1 本県教育の基本理念

本県教育の基本目標は、平成 31 年（2019 年）3 月に策定された滋賀の教育大綱において、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」と定められている。また、サブテーマとして「人生 100 年を見据えた『共に生きる』滋賀の教育」を掲げ、人生 100 年をより豊かに生きていくために、多様な人と交わりながら、生涯を通じて学び、その学びの成果を地域に生かしていくことで、「人と人」、「人と地域」がともに連携し、滋賀の教育の充実と地域の活性化が良い循環を生み出すことを目指すこととしている。

2 育成すべき生徒像

10～15 年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのための魅力ある高等学校づくりを検討するに当たり、「I-6 将来の社会の姿」の整理や、「I-7 高等学校への希望や期待」を踏まえて、県立高等学校で育成すべき生徒像を次のとおりとした。

「生きる力（自立する力、伝える力、協働する力、創造する力等）がある」

3 高等学校の役割

高等学校は、上記の「Ⅱ-2 育成すべき生徒像」で示した生徒の生きる力（自立する力、伝える力、協働する力、創造する力等）を様々な教育活動の中で育む場となる。

また、中学校における教育の基礎の上に、生徒一人ひとりがもっている好奇心や探究心を更に発展させる場であるとともに、「答えを見つける」教育から「課題を見つけて解決に向けて考え行動する」教育の場となることも求められる。

4 魅力化の視点

「I-6 将来の社会の姿」で整理した多様な価値観が尊重される多様性のある社会や人口減少社会等への対応を踏まえて、小中学校での学びを十分生かすとともに、高等学校卒業後の進路となる大学や社会、および県内に設置される高等専門学校等とのつながりを大切にしながら、ICTも活用し、持続可能な形で魅力化を図る。

また、森・川・里・湖が水系でつながり、近江の心が根付いた「滋賀」ならではの学び、それぞれの県立高等学校でこそその学びを地域とともに推進する。

5 目指す姿

「I-6 将来の社会の姿」で整理した Society5.0 の実現や多様な価値観が尊重される社会等の実現、さらに想像はできるが予測できないことが起こりうること、また「I-7 高等学校への希望や期待」を踏まえて、県立高等学校の目指す姿を次の8つに整理した。

(■高等学校別 ◇県域全体)

- ①生徒が自ら主体的に学び「生きる力」をつけることができる
 - ◇全ての生徒に自分を高める学びが提供されている
 - ◇多様な人との出会いやコミュニケーションを通じて深め発見できる学びが提供されている

- ②生徒が多様性を尊重し世界につながり活躍するための力をつけることができる
 - グローバル人材や科学技術人材が育成されている
 - 大学等と連携した高度な専門的学びが提供されている
 - ◇ICTを活用した対話的・協働的な学びが実現できている

- ③生徒同士が切磋琢磨し成長できる
 - 学校行事や生徒会活動、部活動が活性化している
 - ◇学校でこそ育まれる人と人とのつながりを意識した場が提供されている

- ④場所や時間を選ばない学びができる
 - ◇ICTや外部人材を活用し、所属する学校の枠にとらわれない柔軟で多様な学びが提供されている

- ⑤生徒が社会から学び自らの進路を考えることができる
 - 地域の教育資源や人々と関わる学びが提供されている
 - 産業界と連携した学びが提供されている

- ⑥障害のある生徒とない生徒が互いに学び合い互いを尊重できる
 - ◇共生社会の実現に向けた教育が着実に進んでいる
 - ◇障害のある生徒に対して必要な支援が提供されている

- ⑦生徒が自らに合った学びを選択できる
 - それぞれの県立高等学校ならではの魅力や特色が人々に理解されている
 - 基礎学力充実、不登校、日本語学習等に対応する学びが提供されている
 - ◇県内どの地域でも様々な学びが提供されている
 - ◇経済的に不利な環境にある生徒への支援が充実している
 - ◇男女の人権や性の多様性が尊重される学校づくりが進んでいる

- ⑧教職員が生徒一人ひとりに愛情をもって向き合いサポートできている
 - ◇授業改善が進むとともに教職員自身の人間性や創造性を高め効果的な教育活動ができている

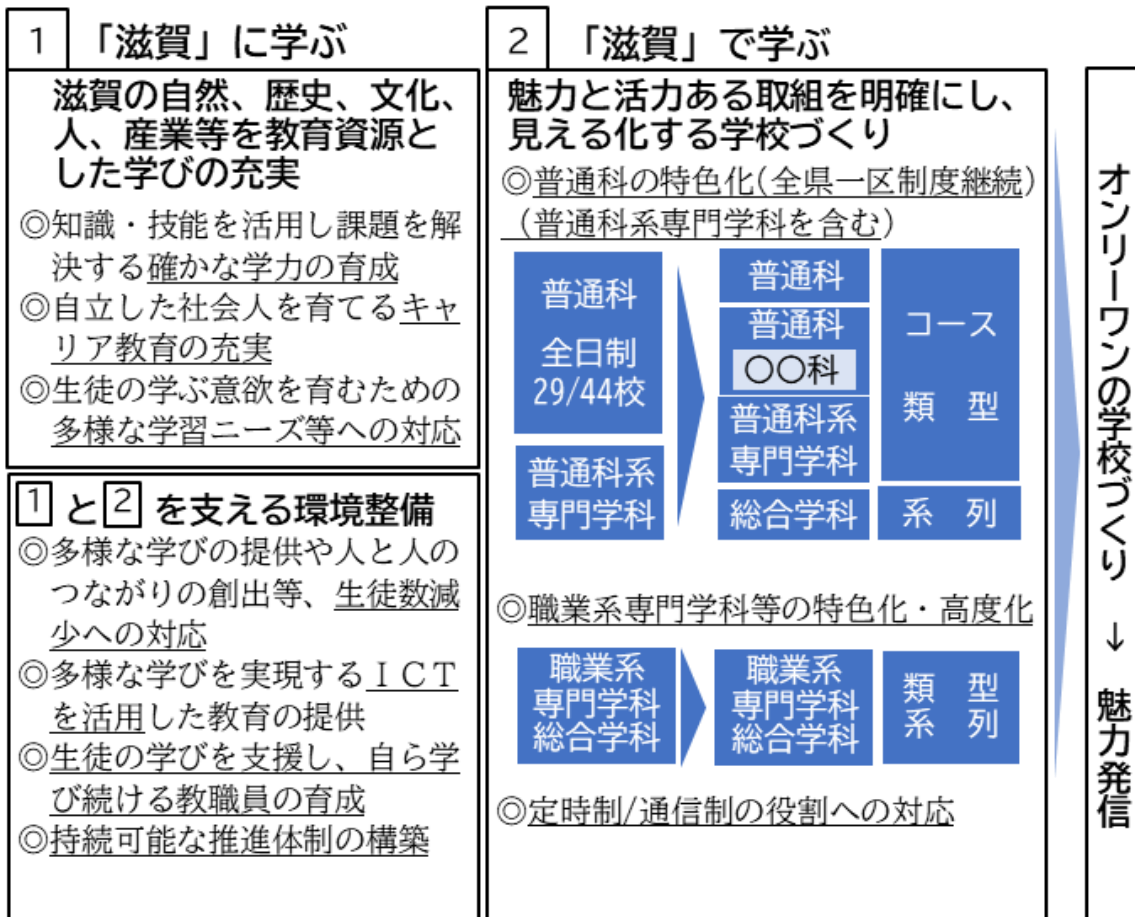
6 滋賀の県立高等学校づくりのコンセプト

これからの滋賀の県立高等学校が目指す姿を実現するため、「多様な生徒一人ひとりが、『滋賀』という地域から学び、社会の一員としての自立を目指す学校づくりを進める」をコンセプトとする。

1「滋賀」に学ぶとして、滋賀の自然、歴史、文化、人、産業等を教育資源とした学びを充実させ、2「滋賀」で学ぶとして、滋賀の県立高等学校の魅力と活力ある取組を明確にし、見える化する学校づくりを進めるとともに、これらを支える環境整備を行い、オンラインの学校づくりに取り組み、魅力を発信していく。

滋賀の県立高等学校づくりのコンセプト

多様な生徒一人ひとりが、「滋賀」という地域から学び、
社会の一員としての自立を目指す学校づくりを進める



参考

<コース、類型、系列について>

- コース：普通科における教科のうち1教科または複数の教科を重点的に履修することにより、将来の進路への動機づけを強め、個性を生かし、目的意識や意欲をもって学習することができるよう設置するもの。
入学者選抜では普通科として募集し、入学許可予定者発表後にコース希望者を募り、1年次から分かれる。
 体育コース（伊吹、愛知、水口）、音楽コース（愛知）
 SSコース（彦根東）、国際文化コース（北大津、水口）
 福祉健康コース（石部）、英語コース（米原）
- 類型：文系、理系、看護系のように、生徒が自己の特性、進路等に応じ、学習に計画性、継続性が持てるよう、学校が独自に各教科・科目をあらかじめ配列したもの。2年次以降に分かれる。
- 系列：総合学科において、体系性や専門性等において相互に関連する普通科目および専門科目をまとめて設置したもの。
教育課程上の総合選択科目群。1年次後半あるいは2年次から分かれる。
 メカトロニクス系列（国際情報、長浜北星）、セラミック系列（信楽）
 スポーツ科学系列（彦根翔西館）、食と健康系列（甲南）
 ビジネス系列（日野） 等

参考（滋賀の教育大綱より）

<近江の心>

- ・先人たちの教えを引き継ぎ、未来につなぐことで、郷土への愛着と道徳性を育てます。

（主な教え）

- 中江藤樹先生の教えである「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にすること
- 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解すること
- 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- 琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にすること
 など、それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心を大切にします。

Ⅲ 取組の方向性

1 確かな学力の育成

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善 [目指す姿①⑧]

学校の教育活動を進めるに当たっては、全ての高等学校において、実情に応じて学習指導要領に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善により教育の質を向上させる。あわせて、全ての生徒たちの可能性を引き出す「個別最適な学び¹¹」と「協働的な学び¹²」を一体的に充実していくことが重要であり、研究指定校による先進的な研究・取組を県全体で共有する。

また、生徒や地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価・改善するとともに、小中高の学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な視点で組織的、計画的に教育活動の充実を図るカリキュラムマネジメントの定着を図る。

(2) 「読み解く力」¹³をもとにした探究的に学ぶ力の育成 [目指す姿①]

読み解く力をもとに、生徒が自ら問いを見だし探究的に学ぶ力を育成する。総合的な探究の時間等を活用して、ICTを用いた探究的な学習の実践研究など、研究指定校による先進的な研究・取組を県全体で共有する。

2 キャリア教育の充実

(1) 小中学校と高等学校、大学等の連続性を踏まえたキャリア教育の推進

(タテの連携) [目指す姿①⑤]

小中学校での学びを踏まえて、高等学校から大学、社会への円滑な移行に対応し、社会的・職業的に自立するために必要となる資質・能力を備えた生徒を育成する。

キャリアパスポートを活用して小中学校でのキャリア発達を踏まえた系統的な取組を行うとともに、大学生や社会人等の外部人材との交流等により、生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通せるような取組を行う。また、成年年齢の18歳引き下げに対応し、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力の育成を図る主権者教育を充実する。

¹¹ 「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念。中央教育審議会の令和3年答申では、生徒一人ひとりの興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かな指導・支援や、生徒が自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められると記されている。

¹² 探究的な学習や体験活動などを通じ、生徒同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び。

¹³ 文章や情報を正確に読み解き理解する力、また相手の言葉やしぐさ、表情などから相手の考えや思いを読み解き理解する力など。(滋賀の教育大綱)

(2) 地元企業などの地域の教育資源を活用したキャリア教育の推進

(ヨコの連携)

〔目指す姿①⑤〕

地域や社会の将来を担う人材育成も視野に入れ、行政機関、地域住民、産業界、大学等と連携・協働したフィールドワーク（現地調査）による課題研究や地域の課題解決に向けた学習を推進する。職業系専門学科・総合学科におけるインターンシップやデュアルシステム¹⁴の実施と、普通科（普通科系専門学科含む）におけるインターンシップの実施や学校間連携を推進する。連携・協働を推進するためのコーディネーターの配置やコンソーシアム¹⁵の構築、学校運営協議会の設置に取り組む。

3 多様な学習ニーズ等への対応

(1) 特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実

〔目指す姿⑥⑦〕

障害のある生徒と障害のない生徒がともに安心・安定した学校生活を送れるように、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員による教職員研修の充実、通級による指導の拡大、特別支援学校との連携強化などを進める。

(2) 日本語指導が必要な生徒等への支援の充実

〔目指す姿⑦〕

滋賀県内の外国人人口は近年増加傾向となっており、日本語指導が必要な外国人生徒等への支援については、生徒とその保護者の生活状況等にも配慮しながら進め、安心して学ぶことができる教育の充実を図る。

(3) 不登校生徒への支援の充実

〔目指す姿⑦〕

不登校等の課題に早期に対応するためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を進め、多様な学習ニーズに応じて、ICTの活用等による個別最適な学びの実現を図る。

(4) 基礎学力充実のための取組の工夫

〔目指す姿⑦〕

学習の遅れがちな生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容を定着させる指導など、基礎学力充実のための教育課程や少人数指導の工夫等を図る。

(5) 経済的に不利な環境にある生徒への支援の充実

〔目指す姿⑦〕

経済的な理由により高等学校での修学が困難な生徒に対して滋賀県奨学資金の貸与を行うほか、低所得世帯の生徒の保護者に奨学のための給付金を支給するなど、高等学校での教育に係る経済的負担の軽減を図る。また、家族の状況により重い負担を抱える生徒に対して関係機関と連携し学業に専念できるような支援の充実を図る。

(6) 男女の人権や性の多様性が尊重される教育の推進

〔目指す姿⑦〕

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。また、生徒の心情等に配慮した性自認・性的指向に関するきめ細かな相談や支援等の取組を進める。

¹⁴ 若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、企業での実習と学校での講義等の教育を組合せて実施することにより若者を一人前の職業人に育てる仕組み。

¹⁵ 一つの目的のもとに、複数の企業・団体などが形成する連合体。

4 普通科の特色化（普通科系専門学科を含む）

（1）普通科の学科改編やコース、類型の設置 〔目指す姿①②③⑤⑦〕

本県においては、中学生が自分に合った高等学校を主体的に選択できるようにするとともに、特色ある学校づくりを一層推進することをねらいとして、平成18年度入学者選抜から、普通科高等学校の通学区域を居住地による制限のない全県一区としている。平成28年度に県教育委員会でこの通学区域の制度を検証し、その中で、中学生、高校生とその保護者の9割以上が制度を肯定していることなどから、この制度を継続している。

また、国において、令和3年1月の中央教育審議会答申等を踏まえ、高等学校の特色化・魅力化を進めるため、「普通教育を主とする学科」の弾力化（高等学校設置基準及び高等学校学習指導要領の一部改正、令和4年4月1日から施行）が示された。

こうしたことから、本県の県立全日制高等学校44校中の29校を占める普通科について、通学区域の全県一区制度を継続したうえで、県教育委員会が全県的な視野から多様な学びの選択肢を提供するための魅力化の方向性を提示し、各学校が学科やコース・類型の設置や科目選択等の工夫を主体的に検討することにより、特色化・魅力化を一層促進する。

また、教育課程や少人数指導の工夫、外部人材の活用を図るほか、行政機関や地域住民、産業界、大学等との連携・協働を推進するためのコーディネーターの配置やコンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置等に取り組む。

【学科やコース・類型の例】

- ・学際領域に関する学科、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに関する学科、その他普通教育として求められる教育内容であって、特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科
- ・普通科系専門学科、総合学科への改編、コース、類型の設置等（地域探究、学際融合、環境科学、スポーツ科学、先端科学、環境防災、データサイエンス、歴史観光、保育、地域貢献等）

（2）グローバル人材、科学技術人材の育成 〔目指す姿②〕

教科等の目標や内容を見通して、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、教科横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められる。

そのため、文部科学省の指定事業（SSH¹⁶、WWL¹⁷）や県の事業（国際バカロレア）等により、教科横断的で探究的な学びの拠点となる高等学校を県内に複数校配置し、大学・研究機関等との連携・協働の取組も推進し、将来国際的に活躍しうる人材等の育成を図る。

¹⁶ スーパーサイエンスハイスクール（Super Science High School）の略称。先進的な理数教育を通して生徒の科学的な能力等を培い、将来国際的に活躍しうる科学技術系人材等の育成を図る。

¹⁷ ワールド・ワイド・ラーニングコンソーシアム構築支援事業の略称。世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成するため、国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、高校生国際会議の開催等の高度な学びの仕組みを構築する。

(3) 普通科系専門学科（音楽・美術等）の学びを継続するための工夫〔目指す姿⑦〕

音楽科、美術科、理数科、体育科等の普通科系専門学科の教育内容の改善・充実を図るとともに、中学生の志望状況等を踏まえて、必要に応じて学科改編、コース化、学級定員の弾力化等を検討する。また、国の「普通教育を主とする学科」の弾力化を踏まえて、学際領域に関する学科の設置に向けた研究を進める。

(4) 高等学校の特色のPR〔目指す姿⑦〕

本県では、普通科の国際バカロレアや大学との連携、総合学科の多彩な系列の学び、専門学科の地域連携の取組など、全ての県立高等学校が特色ある教育活動を行っている。

一方で、中学生と高校生へのアンケート結果等からは、高等学校の情報を進路選択の直前の中学3年生になってから得ており、特に普通科においては主に自分の成績をもとに高等学校を選択している現状がある。また、専門学科においては保護者等に正しい情報が伝わっていないとの意見がある。

そのため、中学生が高等学校入学後の生活で知りたいことや抱えている不安等を踏まえて、入学後のミスマッチを防ぐ観点からも、小中学生や保護者、地域の方々、中学校教職員等、ターゲットを絞って、学習成果等の県立高等学校の特色を知ってもらう機会を確保する。その際は、高校生による在籍校紹介の取組やホームページ、動画、SNS等の発信の充実を図るなど、多様な手法を活用しながら、様々な機会をとらえてPRに取り組む。

5 職業系専門学科・総合学科の特色化・高度化

(1) Society5.0 社会に対応した人材育成 [目指す姿①②③⑤]

変化の速い Society5.0 社会に対応するためには、高等学校段階では、最先端の技術や知識、職業上必要となる専門性の基礎となる部分をしっかり身に付けることと、民間企業等で新しい技術に触れる機会や実習、数日間の体験型に留まらない中長期の実践型インターンシップへの参加などバランスよく設けながら、技術者の卵となる人材を育てるという視点を持って取り組む。また、滋賀県のこだわりある産業や企業としっかりとスクラムを組み、滋賀の産業全体と高校教育を結び付けながら、価値を見出していく取組を進める。さらに、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくため STEAM 教育¹⁸等の教科横断的な学びを推進する。

(2) 地域や産業界と連携した産業教育 [目指す姿⑤⑦]

「高等学校産業人材育成プロジェクト事業」を中心に、地元企業や産業と連携した取組を推進しているところであるが、これまで以上に地域や産業界との連携を進めるため、学校と関係機関を結びつける地域連携・産学官連携コーディネーターや専門部署の設置を検討する。

地域の産官学をはじめとする地域資源を生かした、地域の活性化につながる地域づくり、まちづくりに関わる学習を進めることで、地域の抱える課題を考え、実態社会を起点とした学びの機会や、一つの産業だけでなく経済活動全体を俯瞰した学びの機会を創出する。特に、専門高等学校間の交流や連携した取組、学校や学科を超えた連携により、産業の複合化への対応につなげる。また、こうした取組により、生徒の起業家マインドの醸成を図る。

(3) 産業教育の推進にかかる環境整備 [目指す姿⑤⑦]

学校現場においては、施設・設備の充実、老朽化した機器の定期的な更新など、生徒が安全に正しく基礎的・基本的な専門知識・技術を身に付けることができる環境整備に取り組む。最先端の機器については、「スマート専門高等学校」¹⁹による施設・設備の充実を図っており、加えて、大学や企業と連携し、最先端の機器について学ぶ機会や実際に実習を行う機会を提供できる体制の構築など、学校外のリソースを活用した持続可能な仕組みづくりを進める。

産業教育を支える教職員の人材確保に向け、教職員自身が先端技術を扱う企業や大学などにおいて一定期間研修を受け、最先端に触れスキルアップできる機会の充実を図る。また、マイスター・ハイスクール事業²⁰のような外部人材の活用や、教職員志望の生徒が増えるような進学コースの設置など、自前で人材を確保する取組を検討する。

¹⁸ Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Arts (芸術) および Mathematics (数学) のそれぞれの頭文字をとった造語であり、各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育のこと。STEAM の A の範囲は、芸術にとどまらず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲 (Liberal Arts) で定義されることもある。

¹⁹ Society5.0 時代における地域産業を支える職業人育成を進めるため、専門高等学校にデジタル化対応装置の環境を整備する文部科学省の事業。予算規模は全国で約 274 億円であり、本県では約 21 億円。

²⁰ 第 4 次産業革命等の産業構造や仕事内容の急速な変化に対応した人材を育成するため、専門高等学校と産業界とが連携して職業人材育成システムを構築する文部科学省の事業。

(4) 職業系学科の魅力を伝える方策 〔目指す姿⑦〕

普通科同様に、学科やコース選択のミスマッチを防ぐため、生徒や保護者、地域にとって魅力ある職業系学科として認知され、生徒に選ばれるための情報発信等に取り組む。具体的には、各専門高等学校が一堂に集まり、学習成果を伝えるイベントを企画したり、インスタグラムやツイッター等のSNSや動画配信などを活用した広報活動の展開、卒業後の進路が具体的に伝わるようOBOG訪問など身近なロールモデルを活用する等工夫した取組を進める。

また、中学校教職員が産業教育を知るための研修を実施したり、小中学校との連携事業や地域イベントへの参加、普通科高等学校の生徒が職業系学科の学びを見学すること等の交流にも取り組み、職業系学科の学びを広く発信する機会とする。

6 定時制/通信制の役割への対応

(1) 多様な生徒の進路保障等を見据えた学びの場の提供 〔目指す姿③⑦〕

定時制課程（夜間・昼間）や通信制課程には、不登校や中途退学の経験のある生徒をはじめとする多様な生徒が入学している。そのため、各校では生徒の学び直しや日本語学習などの多様なニーズに応える教育活動が行われている。

今後も、定通併修や高等学校卒業認定試験による単位認定など、定時制・通信制高等学校の制度上のメリットを活用し、多様な生徒の進路保障等を見据えた学びの場となるよう教育方法の充実を図る。

7 生徒数減少への対応

(1) これまで以上に地域と連携・協働した学校づくりの推進 〔目指す姿⑤⑦〕

生徒数の減少により規模が小さくなる高等学校では、学校内だけの閉じた教育活動では生徒を伸ばすことが困難になることも予想される。そのため、これまで以上に、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることから、地域とともに目指す姿を具体化していく必要がある。そのため、地域活性化の観点から、県立高等学校が所在する市町等との意見交換の場の設定、行政機関や地域住民、産業界、大学等との連携・協働を推進するためのコーディネーターの配置、コンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置などを進める。

(2) 多様な学びを実現するための少人数学級の工夫 〔目指す姿⑦〕

本県の県立高等学校は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の基準等に関する法律」で標準とされているとおり、1学級の定員を40人としている。その上で、これまでから県立高等学校によっては、30人の学級編成にするなど特色ある教育課程の編成による多様な指導を行っている。

今後も、各学校の実情に応じて、例えば、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を取り入れるなど、多様な学びを実現するための少人数学級の工夫に柔軟に対応できるよう取り組む。

(3) 市町のまちづくりと連携した特徴的な学科等の設置や磨き上げ〔目指す姿⑤⑦〕

県立高等学校が立地する市町の企画部門への聞き取りでは、生徒が主体的にまちづくりに関わることや、県立高等学校が地域の特色を生かす学校となることが必要という意見を多くいただいた。地域の小中学校からの学びを踏まえて、小中学校と県立高等学校間の連携を図りながら、市町のまちづくりと連携した特徴的な学科等を設置したり、行政や地域と連携したPRなどの事業を行うことによって、オンリーワンの高等学校の魅力を磨き上げる。

(4) 普通科の学科改編やコース、類型の設置〔目指す姿①②③⑤⑦〕
(P24 参照)

(5) 学校行事、部活動等の学校間連携や地域連携についての研究〔目指す姿③〕

学校行事や生徒会活動、部活動等は、どの学校においても多様な生徒が活躍できる場としてなくてはならないため、その充実・強化を図る必要がある。特に、生徒数と教職員数が少ない県立高等学校では、教職員の献身的な勤務だけでは活動内容を維持することが困難となっていくため、学校間連携や地域連携による活動の在り方の研究を進める。

8 ICTの活用

(1) 全ての県立高等学校でのICT環境の充実・更新〔目指す姿①④〕

新しい学習指導要領に対応した教育を推進するため、学校から高速でインターネットに接続できるICT環境の整備を進める。ICTの効果的な活用により、対面授業や授業配信等の授業改革を進めるとともに、不登校・長期入院等の生徒を含めた多様な生徒を誰一人取り残すことのない個別最適な学びの実現に向けた取組を進める。

また、学校間でのオンライン授業などの実施により、学校での学びに留まらないつながりの創出も期待される。ICT化が進む学校における協働性、社会性等の育成研究や取組事例について、県全体での共有を図る。

(2) ICT活用のコンテンツ等の共有化〔目指す姿①④〕

各学校において、生徒の発達の段階を考慮しながら情報活用能力の育成を図るためICTを活用した学習活動を充実させる。具体的には、対面授業でICTを活用することにより、学習履歴(スタディ・ログ)を蓄積・分析・利活用した個別最適な学びの実践や、対面授業とオンライン授業を併用したハイブリット授業の研究を推進する。また、オンデマンドによる授業配信や、反転授業²¹等への活用も重要な取組である。ICTを活用した学習活動の充実により、多様な他者と協働した探究的な学びや、PBL²²型の学びにつなげる。あわせて、BYOD²³を導入することから、ネットワーク接続環境やPCのない家庭への支援策を構築する。

²¹ 授業と宿題の役割を「反転」させる授業形態。タブレット端末やデジタル教材等で授業前に自宅学習し、授業では演習や議論を行う。

²² Project Based Learning の略称。生徒が自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する能力を身に付ける学習方法。

²³ Bring Your Own Device の略称。私物のパソコン・スマートフォン・タブレット型端末などを利用すること。

(3) 教職員のICTを活用するための研修等の充実 [目指す姿①⑧]

ICTを活用した学習活動によって生徒の教育的効果を上げるために、教職員が自校のICT環境に応じて指導力を向上させる研修の充実を図る。また、教職員の支援や学校教育の効率化を図るため、ICT教育のサポート体制づくりを進める。

9 生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成

(1) 優秀で意欲のある人材の確保 [目指す姿⑧]

教育者としての使命感と責任感、教育的愛情を持ち、専門的指導力のある滋賀の教育を担う人材の確保に努める。そのため、滋賀で教職に就く魅力ややりがいを、他府県出身者や社会人、また、これから進路を決定する高校生等の若年層に積極的に発信するなど、教職員志望者の拡大を図る取組を一層充実させる。

(2) 研修の充実 [目指す姿⑥⑧]

生徒の力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上のために、「滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標」²⁴に基づく、教職員の資質・能力の向上を目指す研修やICTを活用するための研修の充実を図る。また、多様な生徒一人ひとりに組織として適切に対応できるよう、必要な知識やスキルを習得するための研修の充実を図る。

10 持続可能な推進体制の構築

(1) 地域と連携・協働した学校づくりの推進 [目指す姿①⑤]

多様な生徒一人ひとりの学びを支えるためには、地域と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現と、教職員の負担軽減の実現も踏まえた持続可能な推進体制の構築が必要である。そのため、行政機関や地域住民、産業界、大学等との連携・協働を推進するためのコーディネーターの配置やコンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置などを進め、地域課題の解決に向けた探究的な学び等を実現する取組を展開することで、学校の機能強化を図る。

(2) 働き方改革の推進 [目指す姿⑧]

あらゆる教育が学校と関わりとされる中、さらに県立高等学校の魅力化を進めると、教職員の業務過多になることが懸念される。そのため、教職員が健康でいきいきと働き、生徒一人ひとりと向き合う時間を確保することにより、教育の質を高め生徒の生きる力を育むことができるように、「学校における働き方改革取組方針」および「学校における働き方改革取組計画」²⁵に基づき、業務の徹底した見直しやICTの活用、多様なサポート人材の活用等の取組を推進する。

²⁴ 教職経験に応じて求められる授業力や生徒指導力等の資質・能力の具体的な育成指標

²⁵ 教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保することをテーマに、学校における働き方改革を進めるために策定。

(3) 経営方針の明確化

〔目指す姿⑦〕

国においては、令和3年1月の中央教育審議会答申等を踏まえ、高等学校の特色化・魅力化を進めるため、高等学校における三つの方針²⁶を策定し公表すること（学校教育法施行規則の一部改正、令和4年4月1日から施行）が示された。

こうしたことから、本県においても、県教育委員会が全県的な視野から多様な学びの選択肢を提供するための魅力化の方向性を提示し、各県立高等学校は教職員の主体的な検討や地域との意見交換等を踏まえて、経営方針（生徒育成方針、教育課程編成・実施方針、生徒募集方針等）の明確化を図る。

11 その他

(1) モデル校等による取組内容の実践・研究

上記1～10に示した取組を効果的に実施するため、モデル校等での実践を研究・改善し、広く発信することで、より効果的に全県的な実施へとつなげる。

(2) 高等専門学校設置に関する知事部局との連携

本県では、知事部局において高等専門人材育成機関として高等専門学校の設置の検討を進めている。高等専門学校は高等学校と同様に中学校卒業後の進路先として位置付けられているものであり、特に職業系専門学科とも関連が深いものである。そのため、県立高等学校と高等専門学校が人材や技術の提供等を通じた連携を行うことで、それぞれの学びの充実につながり魅力を高めていけるよう、教育委員会として知事部局と十分に連携を図りながら、より良い新たな学びの場となるよう積極的に関わっていく。

²⁶ スクール・ポリシーと呼ばれる方針。育成を目指す資質・能力に関する方針であるグラデュエーション・ポリシー、教育課程の編成および実施に関する方針であるカリキュラム・ポリシー、入学者の受け入れに関する方針であるアドミッション・ポリシーの三つからなる。

IV 将来を見据えた整理

「Ⅲ 取組の方向性」で示した生徒数減少への対応等に加えて、県立高等学校の将来を見据えて議論が必要なことを整理した。

1 県立高等学校と私学との関係について

県立高等学校と県内私立高等学校は本県の公教育の充実と発展をともに担っており、県立高等学校は必要に応じて新学科設置などの高等学校改革を実施し、県内私立高等学校は独自の建学の精神に基づいた特色ある教育により、社会の変化や生徒のニーズに応じた学びを提供している。

令和2年度から高等学校等就学支援金制度が拡充されたことにより、私立高等学校への経済的なハードルが低くなった。生徒に選ばれる魅力ある県立高等学校となるよう、今後ますます公私ともに切磋琢磨しながら学校づくりを進めていくことが求められる。

これまでから本県では、多くの生徒が学ぶ県立高等学校において、普通科や総合学科、職業系専門学科等、多様な学びを提供する役割を担い、生徒数の増減に対しては、県内私立高等学校の募集定員に配慮し、県立高等学校の募集定員を調整することで対応している。

今後、生徒数の減少が見込まれる中、これからの滋賀の高等学校教育について、募集定員の在り方も含めて公私が建設的に議論する定期的な協議の場の設置を検討する。

2 県立高等学校の学校規模について

現在の県立高等学校全日課程の44校は1学年当たり2学級(80人)から9学級(360人)(令和3年度滋賀県立高等学校第1学年募集定員)の学校規模となっている。今後10年から15年先の生徒数は減少傾向にあり、現在の規模を維持することが困難になることが予想される。

規模が大きい高等学校、小さい高等学校、それぞれにメリット・デメリットはあり、例えば、学校規模が大きいことは学校活力を生む原動力となり、規模が小さいことは、地域との連携など、学校の特色を生かしたきめ細かな取組がしやすいなど、それぞれに特徴がある。

生徒の立場からすれば、小規模な高等学校を魅力を感じる生徒もいれば、大規模な高等学校で学生生活を送ることを望む生徒もいる。規模の大小に関わらず、特色ある教育活動を展開することで、生徒たちが主体的かつ意欲的に学んでいけることが重要である。

そのため、地域の実態や需要等を考えた上で魅力づくりを進め、地域の実情に応じた様々な規模の高等学校において、何が学べるのかを明確にし、受け入れた生徒の力を伸ばす教育の充実を図る。

特に、小規模な高等学校については、専門的な学習や学校行事・部活動等、生徒がともに活動することでしか経験できない学びも大切であることから、そうした学びが充実するための仕組みづくりを検討する。

3 将来に向けた議論の必要性について

中学校等卒業者の99%が高等学校等へ進学しており、これまでから県立高等学校は、多様な生徒の生きる力を様々な教育活動により育む場となっている。また、地域の活性化や世代間交流に寄与する機能を有するなど、多面的な機能を発揮している場でもある。

今後、10年から15年先の生徒数の減少が見込まれる中、社会の変化や地域の状況も踏まえて、県立高等学校の多面的な機能をどのように発揮していくのか、魅力化に向けてどのように地域との協働を図っていくのかについて、市町をはじめ関係者との議論を進める。

例えば、規模が小さい複数の高等学校を一つの学校群の中にある大学のキャンパスのようにみなして、各高等学校それぞれを独自の特色を持った学びの場としたりするなど、地域の実情に応じた先進的な取組をモデル的に実施することで、将来に向けた魅力化の議論につなげていく。

また、県教育委員会が、県立高等学校の在り方に関する基本的な考え方を示した上で、各学校の役割や特色を踏まえ、全県的な視野から地域ごとに多様な選択肢を提供するための魅力化の方向性を提示し、それをもとに、関係者の意見等を丁寧に聞きながら、各学校の魅力化を図っていく。

4 入学者選抜の在り方について

現行の県立全日制高等学校における入学者選抜は、推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、特色選抜、一般選抜を実施し、中学生が自分に合った高等学校を主体的に選び受検することができるなど一定の役割を果たしてきている。

入学者選抜の在り方は、中学生にチャレンジする機会をどう与えるかという意味で、影響が大きいことから、時代の変化とともにどのような課題があるか整理し、入学者選抜の改善を図る。

具体的には、滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会において、各高等学校が求める生徒像や卒業後の姿、教職員の働き方改革の観点等も踏まえて、様々な視点から入学者選抜の在り方を検討していく。

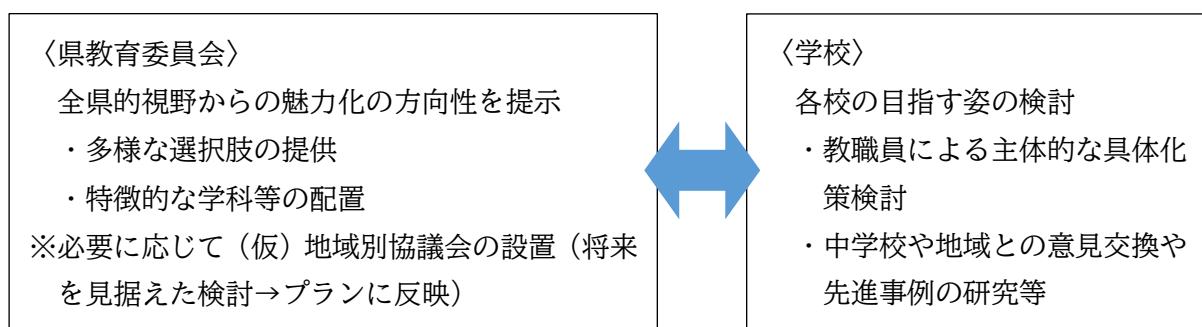
V 今後の進め方

1 (仮) 魅力化プランの作成 (たたき台→意見聴取→案作成)

県教育委員会は、(仮) これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針に基づき、全県的視野から多様な選択肢の提供や特徴的な学科等の配置を示す(仮) 魅力化プランのたたき台を提示する。

各学校は、教職員による主体的な具体化策の検討や中学校や地域との意見交換や先進事例の研究等も踏まえて、目指す姿を検討する。

県教育委員会は必要に応じて(仮) 地域別協議会を設置し将来を見据えた検討を行う。



2 〈県教育委員会〉個別の実施計画作成

県教育委員会は、(仮) 魅力化プランに基づき実施可能と判断する対象校を選定し、個別の実施計画を作成する。

3 〈学校〉個別の実施計画に基づく具体的検討と経営方針策定・公表

各学校は、個別の実施計画に基づき、具体的な検討と経営方針(生徒育成方針、教育課程・実施方針、生徒募集方針等)を策定し公表する。

高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）
～2040年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～

令和8年2月13日
文 部 科 学 省

目次

2040年の未来を担うみなさんへ	1
1. グランドデザインの背景・必要性	2
2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～	5
(1) 視点1 不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない 能力や個性の伸長.....	5
(2) 視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成.....	7
(3) 視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保.....	9
3. 高校教育の充実に向けた支援	12
(1) N-E. X. T. ハイスクール構想の中核となる高校支援	12
(2) 高校改革の先導拠点の創出等	17
(3) 関連する支援策.....	19
(4) 高校教育における個人支援の拡充.....	19
(5) 2040年までに達成を目指す目標	21

2040年の未来を担うみなさんへ

2040年、世界は、
今からは想像もできないものになっているでしょう。

どのような世界であっても、社会の一員として持てる力を発揮し、

2040年を動かしていく – その主役がみなさんです。

心惹かれることに打ち込み、夢や希望を持って様々なことに挑戦し、

自分自身の理想を追い求め、多くの仲間と協力し、

日本や世界の未来をつくっていくことを願っています。

社会へはばたくみなさんの背中を力強く押せるよう、

今こそ、高校を進化させていきます。

1. グランドデザインの背景・必要性

(社会状況の大きな変化「2040年問題」)

今、世界規模で、人・モノ・金・情報がグローバルに流通し、産業構造や社会システムの「非連続的」とも言えるほどの激しい変化やAIの実装などデジタル技術の目まぐるしい発展が止まることのない時代に突入している。

こうした^{オウセイ}趨勢において、我が国では、2040年には、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化について一層の深刻化が見込まれる。2040年の就業構造の変化の推計によると、職種により余剰や不足が生じる労働力需給ギャップ^{*}や、産業界のニーズに応じたいわゆる理系人材の不足が生じる可能性がある^{*}と指摘されている。

※現在の人材供給のトレンドが続いた場合、事務職は余剰が生じる一方、労働生産性を高めるAI・ロボット等の活用を担う人材などが不足するとされている。

2040年の社会。AIが様々な情報を処理する時代において、覚えた知識がどれだけ多いか、それを速く正確に答えられるかといったことが教育現場や社会で評価される基準であるだろうか。むしろ、多様な個性や能力を生かして、「自ら問いを立てる力」「他者とともに価値を創り出す力」を身に付けているか、そういったことこそが評価されるのではないか。

(高校改革の必要性和3つの視点)

将来を正確に予測することは難しく、どのような未来が訪れるか分からないからこそ、こうした力をしっかりと身に付けられる教育に転換することは教育行政の責務と言える。生徒それぞれの多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支え、生徒の可能性を広げ能力を伸ばす。その実現に向けて、高校生の意見に耳を傾けるとともに、生徒個人の選択の幅を広げるための柔軟な教育環境を目指す。これが個人の幸福につながり、ひいては、国家・社会の形成に主体的に参画し貢献する意識等を備えた自立した人材という、我が国の経済・社会の基盤を強いものとしていくことにつながっていく。

このため、全ての高校生が家庭の経済状況等に左右されることなく、学校でこうした力を身に付け、希望する大学等への進学や就職等をし、生涯を通じて幸福に暮らしていくことができるよう、

＜視点1＞不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長

＜視点2＞我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成

＜視点3＞一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

の3つの視点を重視しながら、更なる高等学校改革を進める。あわせて、高等学校（以

下「高校」という。)から大学・大学院に至るまでの一貫した改革(リ・スキリングを含む。)により、強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成する。

(高校改革によって目指す社会の姿)

専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保を通じた高校教育の転換により、高校が、未来の労働市場、地方経済において社会の「イノベーションを興す力を底上げする起点」としての役割を果たすことを目指す。

短期的には、高校教育の在り方が、それぞれの生徒が卒業後の進路(進学・就職等)を一層描きやすくなるものへと変わること、そして大学の入学や企業における採用の基準が高校での探究活動の成果や思考力等を評価する仕組みへと変わることをはじめ、社会が変化することを目指す。

さらに、2040年を見据え、長期的には、労働力需給ギャップが解消されたり、全国各地でイノベーションが創出されたりするとともに、少子高齢化や人口減少といった課題に直面している我が国が社会全体で課題を解決する構造へと変化を遂げ、持続的に発展する社会を実現する。

(高校改革とグランドデザインの必要性)

これまでも高校は、中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関として、生徒の様々な学習ニーズや進路希望などを踏まえ、教育の多様化・特色化が各設置者において進められてきた。

しかしながら、人口減少社会の中で、今後さらに、急激な少子化による生徒の大幅な減少(15歳人口が2024年約106万人から2039年約70万人へと約3割減少)¹や地方での教育機会の減少(現状でも約64%の市区町村で公立高校の立地は0又は1)²が懸念される状況を踏まえれば、上述の社会変化に対応する高校教育を実現し、その質を高めるためには、大学改革とあいまって、より機敏に、より柔軟に対応していくための環境や体制を国レベル・地方レベルで早急に構築しなければならない。

こうした改革は、国任せ、自治体任せ、学校任せでは決して進まない。まず全国的な教育水準の確保と教育機会の均等を担う「国」がリーダーシップを発揮し、高校教育を具体的に実施する設置者である「自治体や学校法人」や学校と適切な役割分担を図りつつ取組を進める必要がある。

そのためには、各設置者の創意工夫が図られるような柔軟性ととともに、首長、地域住民、大学、産業界、関係機関など全てのステークホルダーとの連携・協働の下で進めることができるよう、国全体としての共通ビジョンが必要である。

このため、2040年に向けて、「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」

¹ 総務省「人口推計」(令和6年)に基づく。

² 文部科学省「学校基本調査」(令和7年度)に基づく。

(以下「グランドデザイン」という。)として「N-E. X. T. (ネクスト) ハイスクール構想～New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools～」を示す。

このグランドデザインを踏まえ、高校生の学びをより豊かにするため、都道府県における地域の実情に応じた創意工夫ある取組の充実を図ることとし、国として強力的に後押しを行う。

2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

ここでは、1. で掲げた3つの視点ごとに高校改革の方向性について述べる。

(1) 視点1 不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長

(学びの在り方の転換＝New Transformation)

高校は、初等中等教育段階の最後の教育機関として、生徒が国家・社会の形成に主体的に参画し活躍していくことができるよう、教育の水準や内容について一定のナショナルミニマムを担保するだけでなく、生徒の実態に応じて、できる限り幅広く柔軟な教育を実施し、その可能性を広げ能力を伸ばす役割を果たしてきている³。

とりわけ2040年の来る社会を見据えれば、我が国の成長に欠かせないイノベーションを創出する“新たな知”を生み出していくことが必要である。そのためにも、生徒の「好き」(興味・関心)を育み、「得意」を伸ばし、多様な経験を積めるようにすることで、生徒一人一人の可能性を広げ能力を伸ばし、ウェルビーイング⁴の向上を図るとともに、選挙権年齢や成年年齢の18歳への引下げも踏まえ、自立した主権者としての主体性や社会の一員としての市民性を育み、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが重要である。

具体的には、大きな社会の変化の中でも、義務教育の成果を更に発展させ、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成するとともに、AIに代替されない力として、例えば、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力や他者と協働する力などの基盤的な力を着実に育成する。また、AIを活用して新たな価値を生み出す素地を身に付けるとともに、知識及び技能を生きて働くものとして確実に習得することを前提としつつ、情報を受動的に覚えるだけでなく、生徒が学ぶことの意義を実感しながら探究的・実践的に学びを進める学習観へ転換し、生徒の主体性を育み自らの人生を切り拓いていく「生徒を主語にした」教育を進めることが必要不可欠である。

³ この役割について、高校教育制度の側面では、高校に課程や学科の制度上の別があるのみならず、これまで生徒がそれぞれのニーズに応じて多様な選択ができる制度の創設といった高校改革により充実を図ってきた。例えば、全日制課程での単位制高校(平成5年(1993年))、学校間連携(平成5年(1993年))、総合学科(平成6年(1994年))、中高一貫教育制度(平成11年(1999年))などの導入が挙げられる。また、生徒や保護者に対する個人支援の側面では、教育機会の確保や経済的負担の軽減、学ぶ選択肢の充実の観点から、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度を創設し、これまでその拡充を図ってきた。

⁴ ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

(視点1を実現するための取組の方向性)

まず、こうした考えに基づき、改訂に向けた検討が進んでいる高校の学習指導要領の方向性を踏まえ、個々の生徒の学習ニーズへの対応等に向けた教育課程の柔軟化(教科・科目の柔軟な組み換えを含む。)やデジタル技術の活用などを進めていくことが必要である。

各学校においては、リアルとデジタルの良さを組み合わせながら、「好き」(興味・関心)を育み、「得意」を伸ばし、多様な経験を積むことのできる機会を確保すること、学校・課程・学科や生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の実現を図ることが重要である。

- このため、次期学習指導要領では単位制の柔軟化を大幅に進めることとし、例えば、
- ①地域の特色を生かした課題探究を中核にする大胆な教育課程編成
 - ②探究的な学びを深めたい生徒、丁寧な学び直しをしたい生徒など、生徒集団の実態に応じた対応
 - ③得意を伸ばす、学習内容を自己決定するなど個々の生徒の学習ニーズへの対応
- といった観点から、各高校が地域や学校の実態を踏まえた改革を進める。

学校をより魅力ある場にするため、校長のリーダーシップの下、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく学校運営や教育活動の具体化を図り、学校評価等の活用によるPDCAを徹底する。その際、生徒の学びの成果⁶や課題を把握し、その結果等を学校の教育活動の改善に生かすとともに、公表する仕組みの構築が必要である。また、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため、一定の要件・基準による積極的な情報公開⁷の促進を図り、高校教育の質の向上を確保する仕組みづくりを検討する。

さらに、多様な教育ニーズへの対応と学校における働き方改革を両立する観点から、学校におけるDXの推進、コミュニティ・スクール⁸(学校運営協議会制度)の仕組みの活用が重要である。また、産業界、高等教育機関、地域団体等においては、学校との適切な連携・協働体制の下、教育の質の向上に向けた取組に参画していくことが期待される。

高校入試においては、多様な背景を有する生徒の特性や、「好き」(興味・関心)を育み、「得意」を伸ばし、多様な経験を生かした中学校までの生徒の学びの成果を評価する多面的な入試となるよう、改善が求められる。

⁵ 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方として、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の3つの方向性が示されている。(中央教育審議会教育課程企画特別部会「教育課程企画特別部会論点整理」(令和7年9月25日))

⁶ 学びの定着度合いを含む。

⁷ 学校の概要や活動状況、授業料等、生徒の進路の状況などについて公表することが求められる。

⁸ 高校段階においては、学校運営協議会の構成員を各学校のスクール・ポリシーや教育活動に応じたものにする必要があるとあり、産業界、大学、地域団体等と適切な協働体制を構築することが重要となる。

高校教育と一貫した改革が求められる大学教育については、デジタル技術の活用等も含め高校までの学びの成果を適切に評価できる大学入試の検討や、各大学の定めるディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を学生が確実に身に付け、成長を実感できるよう、主体的・自律的に学修するための環境構築、厳格な成績評価等による「出口における質保証」、教学マネジメントの確立による不断の教育改善を大学に促し、学修者本位の教育の更なる推進を図るとともに、こうした高等教育機関としてふさわしい教育、学生の成長を促す教育を行っているか否かを適確に評価し、社会に対して分かりやすく公表できるよう、認証評価制度の見直しを行う。

(2) 視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成

(最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化＝New Excellence)

2040年には、いわゆる文系人材は余剰が発生する一方、いわゆる理系人材は不足する可能性がある⁹と指摘されている。

実際、我が国の子供の状況として、15歳の段階では数学的・科学的リテラシーが国際的に極めて高いにもかかわらず、普通科高校の多くの生徒がいわゆる文系に在籍しており、特に女子生徒に関しては、文理選択においていわゆる理系を選択する割合は男子生徒と比べて低い状況にある⁹。さらに、大学においては学生の半分以上が人文・社会科学系を専攻するといった状況のままでは、いわゆる理系人材の不足につながりかねない。また、工業・農業等の職業学科を設置する高校¹⁰の生徒は2割未満となっており、地域社会・経済を支えるいわゆるエッセンシャルワーカー等の不足も大いに懸念される。

労働人口減少、AI・DXの進展等による産業構造転換に対応するためには、新たな価値創造や、AI・DX等を駆使した生産性向上を実現する産業イノベーション人材の育成が急務である。また、グローバル化も進展する中、こうした人材への国際的な資質・能力の涵養や、世界で活躍できる人材の育成も重要である。

もとより、どのような進路を選択するかは各個人の判断に委ねられるものであるが、多くの生徒が普通科文系を選択する背景として、生徒のみならず保護者や社会の間に「高校はとにかく普通科」「特定の科目だけ重点的に学び有名大学の文系に行けば生涯安泰」「将来就きたい職業や学びたいことより、とにかく入れる大学」などといった意識が仮にあるとすれば、15年後の未来はそうした前提が崩れている可能性が大きい。すなわち、生成AIの飛躍的進化の中で、多くの職種において、理数・デジタル的な素養が不十分な人材は求められなくなることが各方面から指摘されている中で、普通科文系の進路が必

⁹ 総合科学技術・イノベーション会議「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(2022年)

¹⁰ 職業学科(農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉)を設置する高校。

ずしも安心とは言えなくなっている。また、理系出身の方が文系出身者より所得が高くなる傾向があるとのデータ¹¹もある。

最も重要な点は、AI 等によって社会全体が大きく変わり、従来の進路選択の見方が必ずしも今後妥当するものではなくなりつつあるという危機意識を社会全体で共有することである。この観点から、進学を希望する生徒本人はもちろんのこと、とりわけ、生徒の進路選択に大きな影響を与える保護者や学校関係者の意識変革を促していく必要がある。また、今般の高校改革や各高校の一連の取組について、中学生やその保護者、中学校の関係者に対して広く共有することも重要であり、それにより、生徒や保護者が進学する高校の選択や、中学校における進路指導の在り方の検討に資するようになる必要がある。

こうした危機意識を広く共有し、新たな時代を担う人材を育成するための特色ある高校、魅力ある高校へ転換していくことが必要である。

(視点2を実現するための取組の方向性)

「生徒を主語にした」高校教育を進める中で、各設置者、各学校においては、AI に代替されない力の育成とともに、AI・DX や理数への関心を高めることが必要である。

生徒一人一人が主体的かつ意欲的に学びに向かうことができるよう、探究・文理横断¹²・実践的な学び、Society5.0 に対応した STEAM 教育、課題解決型学習、デジタル技術の活用、卒業後の活躍も見据えたインターンシップを含むキャリア教育¹³、地域の産業界や大学等との連携・協働による専門高校での学びなどの充実や、そのために必要な指導運営体制の構築を図る必要がある。また、このような教育を進めるに当たっては、それを担う教師の役割はますます重要となる。このため、教員免許制度をはじめとした養成、採用、研修の一体的な改革も踏まえ、教師の資質・能力の向上を図ることができる環境整備が必要である。

文系・理系、普通科・専門学科・総合学科の別を問わずこれらの取組を行うとともに、理数科目から早々に離れてしまう状況を改善することにより、理数・デジタル的な素養や文系的素養、AI を使いこなす情報活用能力を身に付けた上で、男女を問わず社会で活躍するロールモデルを生徒自身が肌で感じながら学ぶことができる環境を構築し、学びの成果が卒業後の適切な進路選択に反映されることを目指す。

その際、各高校においては、生徒の進路希望や興味・関心等に応じて、例えば、文理

¹¹ 独立行政法人経済産業研究所「理系出身者と文系出身者の年収比較—JHPS データに基づく分析結果—」(2011年)

¹² 学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するため、文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進める学び。

¹³ 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

のコース等の変更を可能とするなど、柔軟な対応も検討する必要がある。

高等教育機関や産業界等との連携・協働によって、いわゆる理系人材や、各地域において不足が見込まれる、地域社会・経済を支える、デジタル技術等を活用するエッセンシャルワーカー（アドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁴）など、社会や産業界のニーズに応じた人材、グローバルに活躍する人材を育成する観点から、学習の受皿として「3. 高校教育の充実に向けた支援」で後述する各高校の特色化・魅力化とそれに向けた環境整備を図る必要がある。

その際、高校教育における普通科に偏った学科構成の見直しや専門高校の機能強化・高度化等の取組と、大学教育における理工・デジタル系人材育成の強化や文理分断からの脱却等の取組を、有機的に連携・連動させ、協働しながら戦略的に推進していく。

また、世界で活躍するグローバル人材育成に向けて、国内外の大学・高校等とも連携・協働しながら、社会的課題の解決に向けた学びや、留学生の派遣や受入れを促進する。

これらの取組を通じ、重要な点は、「普通科」の在り方の転換である。ともすれば、普通科文系が重視されたり、全国どこでも同じような教育が行われたりしてきた状況もあるが、そうしたこれまでの在り方を転換し、生徒が将来を見据え、新たな価値を創造できる力を育成することができるよう、文理の区分にとらわれない学び、科学的思考力の育成、実社会につながる授業の実践を行うなど、各高校ならではの特色化・魅力化を図ること、また、その取組を域内の高校に共有することこそが「普通」というように、社会の常識を変えていく必要がある。

あわせて、専門高校においては、専門的な技術を持つ即戦力の人材の育成だけでなく、進学を見据えた高度専門職人材の育成のための取組を充実することにより、更に特色化・魅力化を図り、専門高校志望者の増加につなげる必要がある。この結果として、卒業後に地元就職する即戦力の人材と、大学等でより高度な技術を身に付け地元に戻ってくる人材の双方を量的に増やすことが重要というように、社会の常識を変えていく必要がある。その際、様々な学習成果、活動歴を客観的に評価し、卒業後の進路に結び付く資格や検定試験を積極的に活用することも重要である。

（3）視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

（ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保＝New Education）

学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応できていない、若しくは潜在的なニーズを引き出せていないといった課題や、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりするといっ

¹⁴ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

た課題もあり、生徒の多様な学びの実現を図ることが重要である。

既に少子化の影響により、多くの地域で高校の統廃合が進んでおり、公立高校の維持が困難となる地域が更に多く発生することも見込まれる。高校は地方創生の核となる存在であり、少子化が加速する地域における高校教育の維持や学びのアクセスの確保を図ることが重要である。その際、公立高校の学校配置・規模については、私立学校の状況を踏まえた適正化が求められ、少子化の影響を踏まえた私立学校の設置認可等の在り方も含めて都道府県全体として適正化に向けた取組を図ることが重要である。

また、これから高校生となる義務教育段階の子供たちの中にも、不登校児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒が増加している現状や、通信制課程に在籍する生徒数も近年大幅に増加している状況に鑑みれば、高校のいずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びの選択肢を保障していく必要がある。

(視点3を実現するための取組の方向性)

公立高校については、全国どこにいても多様で質の高い学びを保障し、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことにより、生まれ育った場所をはじめ、様々な場で生徒の夢を実現することができるよう、生徒の地理的アクセスの確保（移動手段の確保を含む。）を図ることに留意しつつ、都道府県の実情等に応じた学校配置・規模の適正化を図ることが必要である。また、生徒の多様な学びを実現するとともに、地方の教育機会の充実を図るため、小規模校の特色化・魅力化のための教育条件の改善を含め、学校間連携¹⁵、課程や学科を超えた学び、遠隔授業¹⁶等の推進¹⁷に取り組むことが重要である。

通信制高校は、勤労青年に高校教育の機会を提供することを目的として制度化されたものであるが、現在、不登校経験など多様な背景を有する生徒に対して学習機会を提供する役割を担っている面もある。

一方、不適切な学校運営や教育活動が指摘されている通信制高校も存在するため、時代に即した高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）の見直しが求められる¹⁸。また、国の「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライ

¹⁵ 学校教育法施行規則第97条第1項に基づき、生徒が在学する高校等以外の高校等において単位を修得したとき、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる制度のことをいう。

¹⁶ 遠隔授業の推進に当たっては、配信側と受信側双方への支援が必要であることに留意が必要である。

¹⁷ AIやデジタル技術を活用した魅力的で優れた取組などを学校間で共有することも考えられる。

¹⁸ 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）において、「広域通信制高校における教育の質の確保・向上や管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化、設置者の運営基盤

ン」などに基づき、都道府県は継続的な指導・助言を行うとともに、各学校においては情報公開の徹底を図る。

高校における不登校生徒に対しては、チーム学校による丁寧なアセスメントや、全日制・定時制高校における遠隔授業や通信教育の活用を含む生徒の状況に応じた学習支援の充実などを図るとともに、学びの多様化学校の設置促進や、中学校と高校の連携を進めながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を推進する。特別な教育的支援を必要とする生徒に対しては、個々の生徒の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が行われるよう、通級による指導や合理的配慮の提供をはじめとする特別支援教育の充実を図る。また、日本語指導が必要な生徒に対しては、令和5年度から編成・実施が可能となった日本語指導のための「特別の教育課程」の制度の活用や、高校における日本語指導の体制整備等を図る。

の安定等の論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す」とされている。

3. 高校教育の充実に向けた支援

(1) N-E. X. T. ハイスクール構想の中核となる高校支援

(基本認識)

各高校においては、その特色を生かし、社会のニーズに応える学びに取り組んでいるが、とりわけ公立高校は、多様な背景を有する生徒の様々な学習ニーズに応えるセーフティネットの役割も果たすとともに、地域が求める人材や学校の地理的状況、少子化の影響による学校数・生徒数の状況などの観点から、高校教育の普及や機会均等を図る地域社会に根差した重要な存在である。

2040年を見据え、社会や産業界のニーズに即応しつつ、生徒の可能性を広げ能力を伸ばす高校教育を実現し、その質を高めるため、少子化に伴う単なる統廃合を進めるのではなく、各都道府県における学校、地域、生徒の実情に応じた創意工夫ある取組を進める必要がある。

各都道府県や各高校においてはこれまでも、高校教育の充実に向けた取組を進めているが、令和7年2月の三党合意に基づく高等学校等就学支援金制度の見直しにより、私立高校への授業料支援が拡充されることに伴い、私立高校への進学を希望する生徒が増加し、地域との密接な関わりを持つ公立高校への進学者数が減少する可能性が指摘されるなど、一定の影響が考えられる。このことから、N-E. X. T. ハイスクール構想の中核として、公立高校への支援の拡充を図るとともに、高校教育改革を推進する。支援に当たっては、いわゆる高校無償化に伴う影響を注視しながら、必要な対策を講じていくことが求められる。

(実行計画の策定・実施及び支援方策)

具体的には、本グランドデザインを踏まえ、都道府県において「高等学校教育改革実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定¹⁹し、その計画を着実に実現できるよう、安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金(仮称)」等の新たな財政支援の仕組み(以下「交付金等」という。)を構築²⁰することにより、地域人材育成の中心となる高校を広く応援し、高校生の学びを支援する。

実行計画の策定に当たっては、公立高校を所管する都道府県教育委員会が中心となる

¹⁹ 既に再編整備計画等が策定されている場合は、その見直しによる対応を含む。

²⁰ 令和7年度補正予算で措置した高等学校教育改革促進基金の執行状況等を踏まえ、令和9年度予算の編成過程で検討する。

ことが想定されるが、首長（都道府県知事）や関係部局、大学、地域の関係者²¹や産業界と十分に連携・協働することが必要不可欠である。

この際、高校入試の在り方も含めた次期学習指導要領の実装を重視して、都道府県として目指すこれからの高校教育の在り方や国の支援を受けて推進する取組（高等専門学校への転換や機能強化等を含む。）などについて、総合教育会議²²や地方産業教育審議会等を活用し、高校生の声を含む幅広い意見、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえて検討することが必要である。

また、実行計画には、主として公立²³の高校等²⁴の取組を記載することを想定しているものであるが、各都道府県における私立の果たす役割や実態を踏まえ、都道府県の判断により、私立の取組を記載することが考えられる²⁵。

その上で、実行計画の具体的運用については、後述の地域構想推進プラットフォーム²⁶やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）などを利用することが想定される。

（新しい学校のイメージや交付金等の対象となる取組等）

新しい学校のイメージや交付金等の対象となる取組は以下の①～③に示すもの²⁷を基本とし、計画の具体化に当たっては、「2. 高校改革の方向性」における視点1～3を踏まえたものであることを前提とする。交付金等の運用に当たっては、各都道府県が取り組む高校改革に係る進捗管理や評価・改善の状況を適切に把握し、定期的な評価・公表を実施することが必要である。

① 専門高校の機能強化・高度化（アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成など）

＜学校のイメージ＞

AI やデジタル技術を駆使しながら、地域産業や社会の課題を解決できる人材や、地域発のイノベーションを興すことのできる人材、進学を見据えた高度専門職人材の育成を目指し、産業界や大学等と連携・協働しながら、理論と実践の往還による実践力の習得・向上に資するカリキュラムの実施等に取り組み、その実現に必要な施

²¹ 都道府県の判断により、私学関係団体や域内の市町村を代表する組織（市長会・町村会等）の代表者を含めることも考えられる。

²² 総合教育会議を活用する場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項第1号に該当するものと考えられる。

²³ 実行計画の策定主体である都道府県が設置する学校だけではなく、都道府県の判断により市町村立も含まれる。

²⁴ 中等教育学校後期課程のほか、都道府県の判断により、特別支援学校高等部、高等専門学校、高等専修学校も含まれる。

²⁵ 実行計画のうち、交付金等の対象となる学校種等については今後検討する。

²⁶ 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成の在り方などについて、産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行い、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体。

²⁷ ①～③の取組の要素を組み合わせることも考えられる。

設設備の高度化が図られた学校。

< 交付金等の対象となる取組の例 >

地域の産業界や大学等と連携・協働した職業教育（総合学科における教育を含む。）における人材育成機能の強化に向けた取組（普通科から専門学科（とりわけ職業学科）への転換を含む。）や、産業界の伴走支援を受けながら行う、教育課程の刷新・開発、先端分野の専門的な指導等を通じた地域産業を支える人材育成の取組である。具体的には、例えば、

・ビジネス経験の必修化

産業界等との連携・協働により、定期的に企業等で具体的な業務を実践し、生徒の卒業後の仕事や収入のイメージの明確化や、高校での理論学習と企業等での実践の往還による学びの深化を図る。卒業までに就業経験を経ることにより、生徒が働くことへの具体的なイメージを持つことにつながり、安定的な人材育成・供給の確保（将来的な労働力需給ギャップの改善）に貢献する。

・ものづくりから流通までの一体的な学びの実践

良質な製品・商品の開発はもとより、付加価値を生み出し経済的に評価されるよう、産業界等との連携・協働により、専門家による継続的な指導を受けながら、原材料の生産や栽培管理、製品・商品の製造、流通・販売といった全ての工程を高校で実施する。原材料生産にかかわる農業の観点とマーケティングにかかわる商業の観点など、学科を超える分野の学びを踏まえた取組を実践することにより、幅広い視野をもった職業人材を育成する。

・「高校版企業寄附講座」等の実践やそれを前提とした進学・就職機会の確保

産業界や大学等と連携・協働し、地域に根差した産業など、地域の強みを生かすことのできる分野について、企業等の専門家による継続的な指導を受けながら、より高度で実践的な内容を学ぶ学校設定科目等を開設する。このような科目等を充実させた新たな学科・コースを設置し、卒業後の進路（進学・就職等）も意識した産業界や大学等における各取組と連動し、当該分野での将来的な人材育成に貢献する。

② 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化（文理の双方の素養を有する人材の育成など）

<学校のイメージ>

AI やデジタル技術を駆使しながら、文理の区分にとらわれない幅広い教養と科学的思考力を備えた新しい価値を創造する人材や、問題解決や探究活動を通じた理数の学びをこれからの経済・社会の発展につなぐことのできる人材、問題発見・解決能力を備えたグローバル人材の育成を目指し、産業界や大学等と連携・協働しながら、実社会につながる生きた授業の実践等に取り組み、文理横断的な学びを支える充実した施設設備の高度化が図られた学校（2.（2）で示したように、このような学校こそが「普通」というように社会の常識を変えるべく、「普通科」の在り方の転換を目指すもの）。

<交付金等の対象となる取組の例>

探究・文理横断・実践的な学びを重視し、地域の高等教育機関との連携・協働の強化等による理数系教育に重点を置いた学科、学際的・複合的な学問分野に即した学びに重点を置いた学科、地域社会が有する課題や魅力に着目した学びに重点を置いた学科など、学校の創意工夫に基づく普通科改革のための取組である。具体的には、例えば、

・実社会につながる生きた授業の実践

地域の大学・産業界等と連携・協働した講義や共同探究を通じて、理数系教育に重点を置いた教育カリキュラム編成や、多様な視点からアプローチする文理横断型の授業の展開、地域社会の課題や魅力に着目した探究活動等を推進することにより、生徒が高校での学びと実社会の仕組みや課題とのつながりを明確に実感できる環境を構築し、卒業後の進路選択や将来設計に向かって具体的な道筋を描けるようにする。

・高度実験環境を核とする理数探究拠点整備

生徒の興味・関心に応じた主体的な探究活動を進めるため、理科実験室・「DX ラボ」における高度な実験機器・情報機器を、授業の内外で活用できるようにするとともに、外部人材等の支援員による年間を通じた継続的な指導・支援を行う。あわせて、他校の生徒や中学生にも利用機会を提供することや高度な機器環境を生かした教員研修を提供することにより、理数系分野の探究活動・教員研修の拠点として、学校間連携や次世代人材育成に貢献する。

・探究型授業研修の充実による教師のスキル向上、探究伴走支援専門チームの構築

外部専門人材等との連携・協働により、探究型授業研修を体系的に実施し、教師が課題設定、仮説立案、観察・実験による検証、考察や成果発表に至る探究プロ

セスを一貫して指導できる力の育成・向上を図る。さらに、理数担当の教師を中心に他教科担当の教師や支援員が連携・協働し探究活動を伴走支援する専門チームを構築し、生徒一人一人の探究活動に継続的かつ組織的に取り組む体制を整備する。

③ 地理的アクセス・多様な学びの確保

<学校のイメージ>

自身の興味・関心等に応じた学びや探究活動により、自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる人材や、デジタル技術を活用し学校の枠を超えて多様な人々と協働し、社会の課題を主体的に探究・解決できる人材の育成を目指し、産業界や大学等と連携・協働しながら、柔軟で質の高い学びの実践等に取り組み、全ての生徒のニーズや学びを支える充実した施設設備の高度化が図られた学校。

<交付金等の対象となる取組の例>

生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、都道府県の実情等に応じて、学校配置・規模の適正化を行うとともに、ICTも活用した学校間連携²⁸や遠隔授業等の促進、学校と地域や産業界等をつなぐコーディネーターの配置等による多様な学びの推進に向けた取組である。具体的には、例えば、

・学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保

中山間地域や離島等²⁹の学校が抱える課題や、学習進度・学習理解の程度が大きく異なる生徒や不登校経験などを有する生徒など1つの学校に多様な生徒がいる場合などに対応するため、都道府県教育委員会が中心となり、域内（必要に応じて県外）の高校が連携し、学校間連携やデジタル技術の活用による遠隔授業の充実・強化を図ることにより、生徒が在籍する学校・課程・学科における授業に限らず、好奇心や進路を見据えた学習ニーズに応じた学習環境を実現する。さらに、「オーダーメイドの時間割」で多様な学習ニーズに応える、全日制・定時制・通信制の垣根を超えた課程間併修を活用した柔軟な教育課程を編成する。

・学校と地域の関係機関の連携・協働の強化による学習環境の提供

生徒の個性や特性を踏まえ、住んでいる場所、家庭環境、不登校経験や特別な教育的支援を必要とする状況など多様な背景等にかかわらず、心理的にも安心して必要な学習を行うことができるよう、上述のデジタル技術も活用するとともに、学校、教育委員会、知事部局（福祉部局、産業振興部局等）、産業界、高等教育機関、福祉施設、医療施設等が、専門人材の派遣を含む連携・協働体制を構築するこ

²⁸ 学校間連携の制度を活用した「地域留学」の取組も考えられる。

²⁹ 中山間地域や離島等のほか、人口減少が著しい地域など。

とにより、一人一人の生徒の状況に応じた学習環境を提供する。

・他の学校種との連携の充実

小中学校及び特別支援学校等、他の学校種と連携し、発達の段階や個別の教育ニーズを共有することにより、切れ目のない学びを保障する。また、学校種の垣根を超えた教職員研修や相互理解のための機会を設けることにより、生徒一人一人への支援・配慮や専門的な知見を必要とする指導の幅を広げることにつながる。

※上述の①～③の取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

(2) 高校改革の先導拠点の創出等

(先導拠点の創出)

いわゆる高校無償化の実施と併せて、高校改革は喫緊の課題であり、教育内容の充実に必要な学科の新設・再編、新たな科目の開設等のカリキュラムの検討や、そのために必要な設備の導入や施設の改修等には一定の期間を要するものである。このため、交付金等の構築に先立ち、令和7年度補正予算により高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、上述の①～③の取組を進めるに当たって、N-E. X. T. ハイスクール構想の実現のために、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校（以下「改革先導拠点」という。）を創設する。

(改革先導拠点の類型)

改革先導拠点は以下の3つの類型³⁰において創出することとする。

＜類型1＞アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

＜類型2＞理数系人材育成支援

＜類型3＞多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

都道府県は改革先導拠点について具体的に検討し、実行計画の策定に関する議論の参考にしたり、取組や成果を一つの学校にとどめることなく域内の高校に共有・普及したりするなど、全国及び都道府県全域の改革をけん引する³¹。こうした取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについても取り組む。

³⁰ 類型1～3の要素を組み合わせることも考えられる。

³¹ 当該基金を活用した改革先導拠点の対象は、公立の高校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部とし、都道府県の判断により市町村立の学校も対象となり得る。

(改革先導拠点創出に当たっての留意点)

改革先導拠点の創出に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

<本グランドデザインの確実な実装>

- ・改革先導拠点の取組内容については「2. 高校改革の方向性」における視点1～3を踏まえたものとする
- ・全ての都道府県において、上述の類型1～3の学びについて改革先導拠点の創出を検討すること
- ・改革先導拠点には、これまでの発想にとらわれない取組を求めることとし、拠点の数を精選して注力し、改革先導拠点としてふさわしい改革が早期に実現できるようにすること
- ・都道府県の高校改革をけん引する存在として、高校教育の普及を図る学校等を改革先導拠点とすること

<関係者間の連携・協働>

- ・実行計画³²の策定はもとより、改革先導拠点の検討に当たっては、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえたものとなるよう、総合教育会議等を活用し、首長だけでなく、関係部局、大学、地域の関係者や産業界も関わる
- ・実行計画はもとより、改革先導拠点の具体的運用については、広域的には地域人材育成構想会議³³や地域構想推進プラットフォームなどを、各学校レベルではコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)などを活用し、産業界、首長部局、大学関係者、地域団体などが参画する協議体において、地域の人材育成方針や課題を共有し、それぞれの役割分担を明確にして、取組に生かすこと。具体的には、教育の充実にとどまらず、卒業後の進路(進学・就職等)も意識した産業界や大学等における各取組³⁴と連動したものとする。あわせて、これらの取組をあらかじめ公表することにより、生徒や保護者が進学する高校の選択に当たって、将来設計に向かって具体的な道筋を描けるようにすること。

<学びのアクセスの確保>

- ・都道府県内のいずれかの改革先導拠点において、高校と地域の連携・協働による学力向上・学習支援のための取組を行い、家庭の経済状況や地理的状况に左右されることなく、意欲のある高校生の学びの充実を図ること

³² 改革先導拠点の取組を実行計画に位置付けることが求められる。

³³ 全国で地域ブロックごとに、地域の人材需要の変化の分析を踏まえ、人材育成施策の方向性及び産学を含む関係者による連携方策を議論する場。

³⁴ 例えば、企業での業務内容やキャリアパスの提示、大学教育におけるカリキュラム改革、大学入試における地域枠の設定、企業等による奨学金の代理返還等が考えられる。

(3) 関連する支援策

専門高校の機能強化・高度化の延長としての高等専門学校への転換を含め、高等専門学校の新設は各都道府県等における成長分野・産業を担う人材育成の選択肢として重要な取組であり、国の「大学・高専機能強化支援事業（成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金）」等の支援によって促進する。

また、都道府県が、実行計画に基づき、地域の実情に応じた公立高校等における今後の経済・社会の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、令和8年度から令和13年度までを事業期間³⁵として、元利償還金に対する地方交付税措置のある「高等学校教育改革等推進事業債（仮称）」を創設することとされており、各都道府県等においては同事業債を活用した施設設備の整備を進めることが期待される。

(4) 高校教育における個人支援の拡充

いわゆる高校無償化や、低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充については、三党間での合意³⁶を踏まえ、令和8年度から着実に実施する。

「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（以下「大枠整理」という。）では、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DXによる効率化の推進）³⁷について、グランドデザインの中でも検討することとされている。

³⁵ 各都道府県において、実行計画の策定に当たり最大1年程度の期間を要すると見込まれることに加え、実行計画策定後の5年間で集中的に高校教育改革を進めることを想定。

³⁶ 「自由民主党、公明党、日本維新の会合意」（令和7年2月25日）、自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日）、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について」（令和7年12月18日）。

³⁷ 令和8年4月からの円滑な実施のため、現行の支給方法である代理受領を維持することとしつつ、その執行状況等を踏まえ、

- ・目的外使用の防止や現場の負担軽減等に資すると考えられる「代理受領」と、
- ・生徒の主体的な選択の拡大による学びの充実と質の拡大及び権利主体としての自覚育成等に資すると考えられる「直接支給」

とのメリット、デメリットを比較考慮するなど検討を行い、速やかに結論を得ることとされている。

また、マイナンバーの活用などDX化により、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等の目的外使用の防止と手続の簡素化・統合を図り、修学支援諸制度の効率的な支給を推進する必要があるとされている。

大枠整理にある生徒の主体的な選択を拡大するためには、各学校におけるスクール・ミッションやスクール・ポリシーの明確化など質の確保のための取組や、3.(1)で述べたグランドデザインを踏まえた各都道府県や各学校の更なる教育内容の充実がとりわけ重要である。加えて、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の申請手続について、地方分権提案等を踏まえて申請手続の更なるデジタル化を検討（令和9年3月までに推進方針案を策定予定³⁸）し、手続の簡素化による負担の軽減を促進する。

また、いわゆる高校無償化については、国民の様々な意見や新たな制度の実施状況等の分析等を踏まえて、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを行うこととされており、支給方法の取扱いにおいて、マイナンバーを活用した直接支給の実現可能性についても研究を行った上で、より一層効率的で、生徒による選択の拡大と学びの充実・質の向上に資する修学支援諸制度の改善を推進する。

³⁸ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、文部科学省において、システムの共通化を実現するための方針案を策定予定。

(5) 2040年までに達成を目指す目標³⁹

○職業教育の高度化・魅力の強化関係

- ・100%の専門高校⁴⁰において、資格取得などにつながる卒業後の進路(進学・就職等)も見据えた実践的な学びを、地域の産業界や大学等と連携・協働し、年間を通じて実施する
- ・特色・魅力ある専門高校改革を進めることにより、個々の生徒の進路選択の結果、少子化傾向においても、専門高校の生徒数が現在と同水準となることを目指す⁴¹

○普通科の在り方の転換・魅力の強化関係

- ・100%の普通科高校において文理横断的な学びに取り組む
- ・将来的には、文系・理系の区分がなくなることを目指しつつ、2040年時点では、個々の生徒の進路選択の結果、普通科高校の生徒のうち、いわゆる文系の生徒と理系の生徒の割合⁴²が同程度となるよう、特色・魅力ある普通科高校改革を進める

○多様な学びの確保関係

- ・高校において質の高い教育が実施されているかを把握するため、高校生の学びの状況等に関する生徒に対する調査⁴³を実施し、肯定的な評価の割合を向上させる
- ・高校卒業段階の進路未決定者の割合⁴⁴を半減させる

³⁹ これらの目標については、社会情勢等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うこととする。

⁴⁰ ここでは、全日制・定時制・通信制高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部のうち職業に関する学科を設置する学校(総合学科を設置する学校を含む。)のことをいう。

⁴¹ 現在の専門高校の生徒数と同水準であった場合、2040年時点では、全ての生徒数(全日制・定時制・通信制高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒数)に占める専門高校の生徒数の割合は30%程度とすることが見込まれる。なお、令和7年度、専門高校の生徒数が全ての生徒数に占める割合は20.2%である。(文部科学省「学校基本調査」)

⁴² 令和6年度、普通科高校(全日制・定時制課程)の最終学年の生徒のうち「文系」の生徒の割合は51.4%、「理系」の生徒の割合は30.8%、文理のコース分けを実施していない高校の生徒の割合は17.8%である。また、その多くが文理のコース分けを実施していない通信制課程を含めると、「文系」の生徒の割合は45.6%、「理系」の生徒の割合は27.1%、文理のコース分けを実施していない高校の生徒の割合は27.2%である。(文部科学省「高等学校教育の改革に関する推進状況調査」及び「学校基本調査」による推計値)

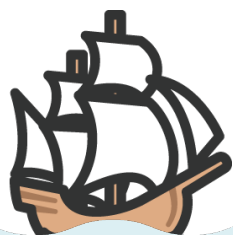
⁴³ 高校生に対する国際調査等も参考にしつつ、入学後に自分は成長したと感じられるか、学校での学びが実社会とのつながりを感じるか等について調査することが考えられる。なお、調査方法については、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部も含め、今後検討する。

⁴⁴ 従来、進学や就職が決まっていなかったと考えられる者は学校基本調査において把握していたところ、例えば、外国の学校に入学した者も含まれているなど、そのまま指標とするには適さないため、進路未決定者を精緻に把握するための調査方法については、全日制・定時制・通信制高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を対象として、今後検討する。

ポイント資料：詳細版

教育課程企画特別部会 論点整理

(令和7年9月25日)



目次



1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方……………p.3～4

2.「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化……………p.6～9

「学びに向かう力、人間性等」の再整理……………p.10

「見方・考え方」の再整理……………p.11

デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方、

学習指導要領と「個別最適な学びと協働的な学び」の関係の在り方……………p.12

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

検討の前提（児童生徒の実態）……………p.14

調整授業時数制度の創設（義務教育段階）……………p.15

単位制の柔軟化（高等学校段階）……………p.16

個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み……………p.17

4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現……………p.19

「学習の基盤となる資質・能力」の整理……………p.20

5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

現行教育課程の下で、具体的に週当たり時数を減らす工夫例（先行事例を踏まえた編成過程の例）……………p.22

標準授業時数の弾力化と時数精選の関係……………p.23

学習指導要領の構造化・柔軟な教育課程を契機とした教科書等の改善……………p.24

6.豊かな学びに繋がる学習評価の在り方とは？

学習評価の課題と論点（全体像）……………p.26

「主体的に学習に取り組む態度」の評価の見直し、新たな観点別評価の方向性イメージ……………p.27

7.その他の検討事項の方向性は？

(1)カリキュラム・マネジメントの在り方、(2)高等学校入学者選抜、

(3)産業教育、(4)特別支援教育、(5)幼児教育……………p.29

(6)子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善……………p.30

8.今後のどのように検討を進めるのか？

検討スケジュール……………p.32



1. 学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

「主体的・対話的で深い学び」の実装

多様性の包摂

実現可能性の確保

自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成

学習指導要領
改訂に向けた
ポイントは？



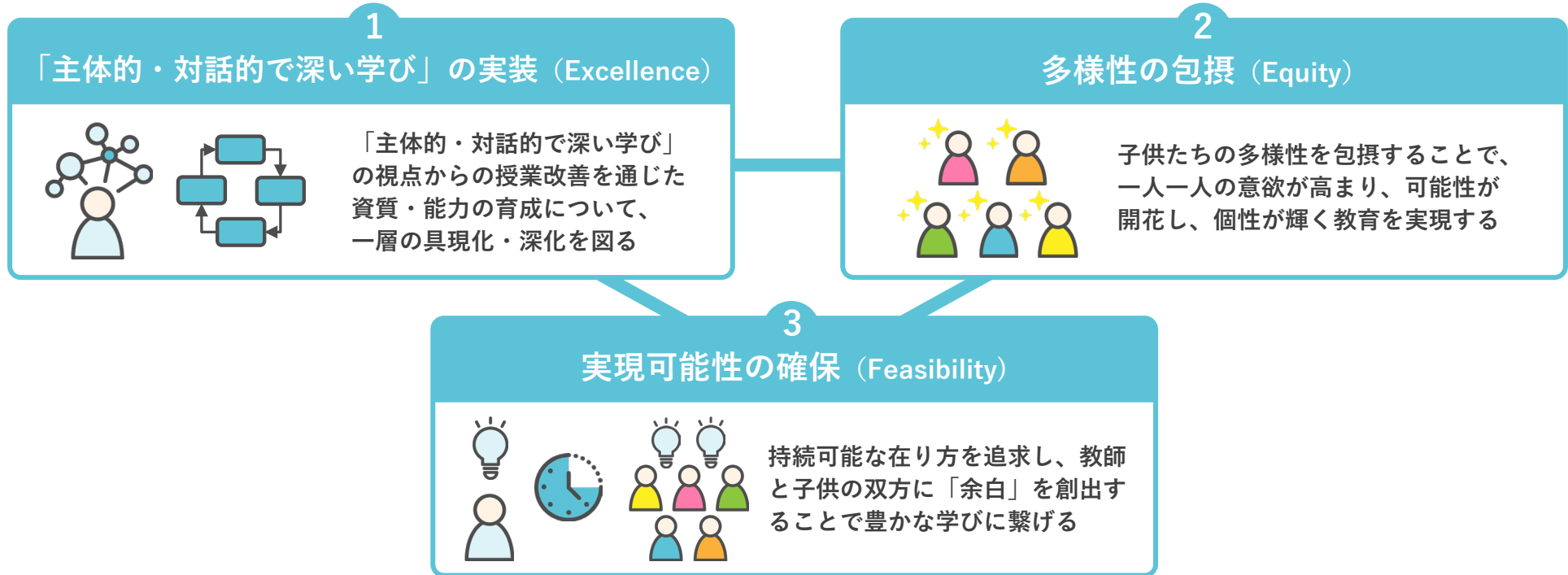
どんなことを
話し合ったの？



1. 学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに



生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む



1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方



自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成



「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)



当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼

課題設定の充実

グループ探究
個人探究

総合



生きて働く「確かな知識」の習得
興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実

探究的な要素を持つ学習活動の充実
家庭学習の内容を自律的に決められる
ような段階的指導
(家庭学習はじめ学習習慣の確立を含む)

各教科等

児童生徒主体のルール形成や
学校生活改善、行事の創造等
の明確化

(みんなが学びやすいルールや環境
の構築を含む)

納得解を形成しようとする
ことの重要性の明文化

(安易な多数決の回避や少数意見の
吟味)

特別活動

考え、議論する
道徳の徹底

(主体的な判断の重
要性、知・徳・体の
調和のとれた発達に
向けた、道徳的価値
の対立を乗り越える
必要性や道徳的実践
の強調)

道徳

言葉を用いて思考を深めていく指導

他者と関わり協同する力の育成

多様な子供を誰一人取り残さない
視点としての個別最適な学び
と協働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

障害や認知特性等、多様な
実態を踏まえた調整
(教科等、家庭学習含む)

全ての活動の基盤として
の心理的安全性の確保

学びをデザインする高度専門職としての教師

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

総合的な勤務環境整備



2. 「深い学び」を実現するための 分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

「深い学び」の実現

理念の整理

学習指導要領
と授業が結び
つかない



「深い学び」を
実現する授業の
イメージが
掴みにくい



2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化

課題

資質・能力の深まりや一体的に育成するイメージが掴みにくく、「深い学び」を実現する授業づくりがしにくい。



子供たちに育む資質・能力が分かりやすく、日々の授業づくりの際に教師一人一人が使いやすい学習指導要領とするため、「構造化・表形式化・デジタル化」を一体的に進め、「深い学び」を授業で具現化しやすくする。

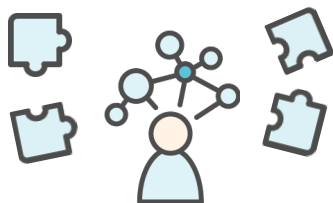
＼生きて働く／ 知識及び技能

他の学習や生活の場面でも活用できる

高次の資質・能力

知識及び技能に関する統合的な理解

個別の知識や技能が相互に関連付けられて一般化され、統合的な理解となった姿



(例)関数を使えば未知の状況を予測できる

社会や生活で直面する未知の状況でも課題解決に繋げていけるよう「質」を高めることが重要

資質・能力の「深まり」の可視化

個別の知識や技能

知識① 知識② 知識③ 知識④



(例)比例・反比例の理解 / 1次方程式の解き方 等

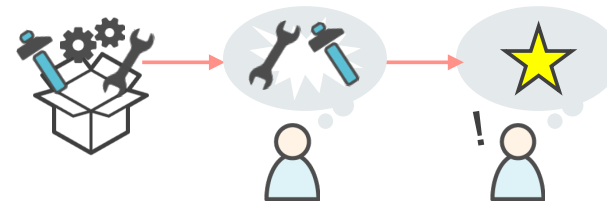
＼未知の状況にも対応できる／ 思考力、判断力、表現力等

知識・技能を活用しながら、未知の場面でも課題を解決できる

高次の資質・能力

思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮

複雑な課題の解決に向けて、個別の思考力、判断力、表現力等を組み合わせたり選んだりして総合的に働かせた姿



(例)現実の事象を数式でモデル化し、未知の状況を予測して、具体的な解決策を選択する

資質・能力の「深まり」の可視化

個別の思考力、判断力、表現力等



(例)二つの数量の変化・対応関係を見つけて式やグラフを用いて考察する等

ある程度の知識・技能なしに思考・判断・表現することは難しいし、思考・判断・表現を伴う学習活動なしに知識の深い理解と技能の確かな定着は難しい

資質・能力の「一体的育成」の可視化

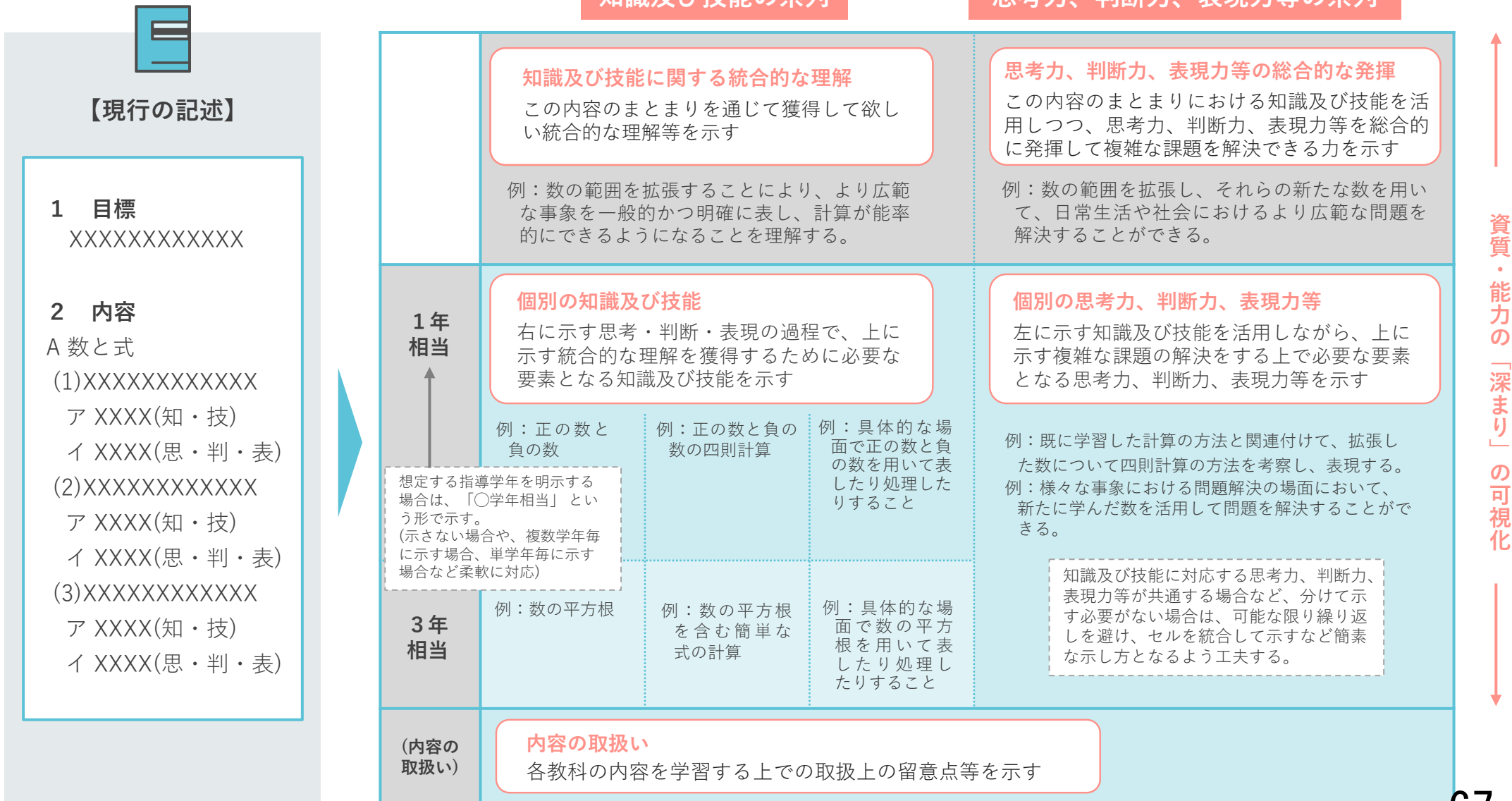
※論点整理における「中核的な概念の深い理解」「複雑な課題の解決」について、総則・評価特別部会における議論を踏まえ、「知識及び技能に関する統合的な理解」「思考力、判断力、表現力等の総合的な理解」（総称して「高次の資質・能力」）に更新して記載

※「高次の資質・能力」は、個別の資質・能力が深まることで至る、「統合的な理解」や「総合的な発揮」を指し示すものであり、個別の資質・能力との関係で重要性の軽重を意味するものではない。

2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化 学習指導要領の構造化・表形式化イメージ①（中学校数学「数と式」の例）

← 資質・能力の「一体的育成」の可視化 →



↑ 資質・能力の「深まり」の可視化 ↓

※論点整理における「中核的な概念の深い理解」「複雑な課題の解決」について、総則・評価特別部会における議論を踏まえ、「知識及び技能に関する統合的な理解」「思考力、判断力、表現力等の総合的な理解」（総称して「高次の資質・能力」）に更新して記載

2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化 学習指導要領の構造化・表形式化イメージ②（中学校国語「読むこと」の例）

← 資質・能力の「深まり」の可視化 →

【現行の記述】

1 目標

XXXXXXXXXXXXXX

2 内容

(知・技)

(1)XXXXXXXXXXXXXX

(2)XXXXXXXXXXXXXX

…

(思・判・表)

…

C 読むこと

(1)XXXXXXXXXXXXXX

アXXXXXXXXXXXXXX

イXXXXXXXXXXXXXX

…

(2)XXXXXXXXXXXXXX

アXXXXXXXXXXXXXX

…

思考力、判断力、表現力等の系列

知識及び技能の系列

	1年相当	2年相当	3年相当
<p>思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮</p> <p>知識・技能を活用しつつ、思考力・判断力・表現力等を総合的に発揮して複雑な課題を解決できる力を示す</p> <p>例：目的に応じて文章を読み、理解したことなどに基づいて、自分の考えをまとめたり広げたり深めたりすることができる。</p>	<p>例：構造と内容を把握できる</p> <p>例：精査・解釈できる</p> <p>例：考えを形成、共有できる</p>	<p>個別の思考力、判断力、表現力等</p> <p>下に示す知識及び技能を活用しながら、左に示す複雑な課題の解決をする上で必要な要素となる思考力、判断力、表現力等を示す</p>	<p>例：叙述を基に、文章の構成や展開を捉えたり、内容を理解したりすることができる。</p> <p>文章の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見との関係など、場面の展開や登場人物の相互関係、心情の変化などを捉えることができる。</p> <p>主張と例示との関係や登場人物の設定の仕方などを捉えることができる。</p> <p>論理や物語の展開の仕方などを捉えることができる。</p> <p>例：文章の内容や形式に着目して読み、目的に応じて意味付けたり考えたりすることができる。</p>
<p>知識及び技能に関する統合的な理解</p> <p>この内容のまとまりを通じて獲得して欲しい統合的な理解等を示す</p> <p>例：目的や意図に応じて文章を書くことにより、言葉の特徴や使い方に関する知識及び技能を理解し、身に付けることができる。</p>	<p>例：言葉の特徴や使い方</p> <p>例：語彙</p>	<p>個別の知識及び技能</p> <p>左に示す統合的な理解を獲得し、上に示す思考・判断・表現を豊かにするために必要となる知識及び技能を示す</p>	<p>例：次のような語句の量を増すとともに、話や文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。</p> <p>例：事象や行為、心情を表す語句</p> <p>例：抽象的な概念を表す語句</p> <p>例：理解したり表現したりするために必要な語句</p>
<p>内容の取扱い</p> <p>各教科の内容を学習する上での取扱い上の留意点等を示す</p>	<p>例：論理の構成の仕方</p> <p>例：叙述と叙述の関係</p>	<p>例：意見と根拠などの関係について理解を深め、それらを読み取れるようになること。</p> <p>例：原因と結果の関係 意見と根拠の関係</p> <p>例：意見と根拠の関係 具体と抽象の関係</p> <p>例：具体と抽象の関係</p>	

↑ 資質・能力の「一体的育成」の可視化 ↓

2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化 デジタル学習指導要領による授業改善

課題

紙やPDF形式の現行学習指導要領では、必要な情報が探しにくく、教科書・指導書等との関連性が分かりにくいいため、資質・能力ベースの授業づくりになりやすく、教科書「を」教える授業や、本時主義の授業になりやすい。



デジタル技術を活用して利便性を抜本的に改善することで、負担なく学習指導要領を確認・活用でき、資質・能力をベースにした単元や題材の構想を含めた授業づくりを行いやすくする。

デジタル 学習指導要領 による改善

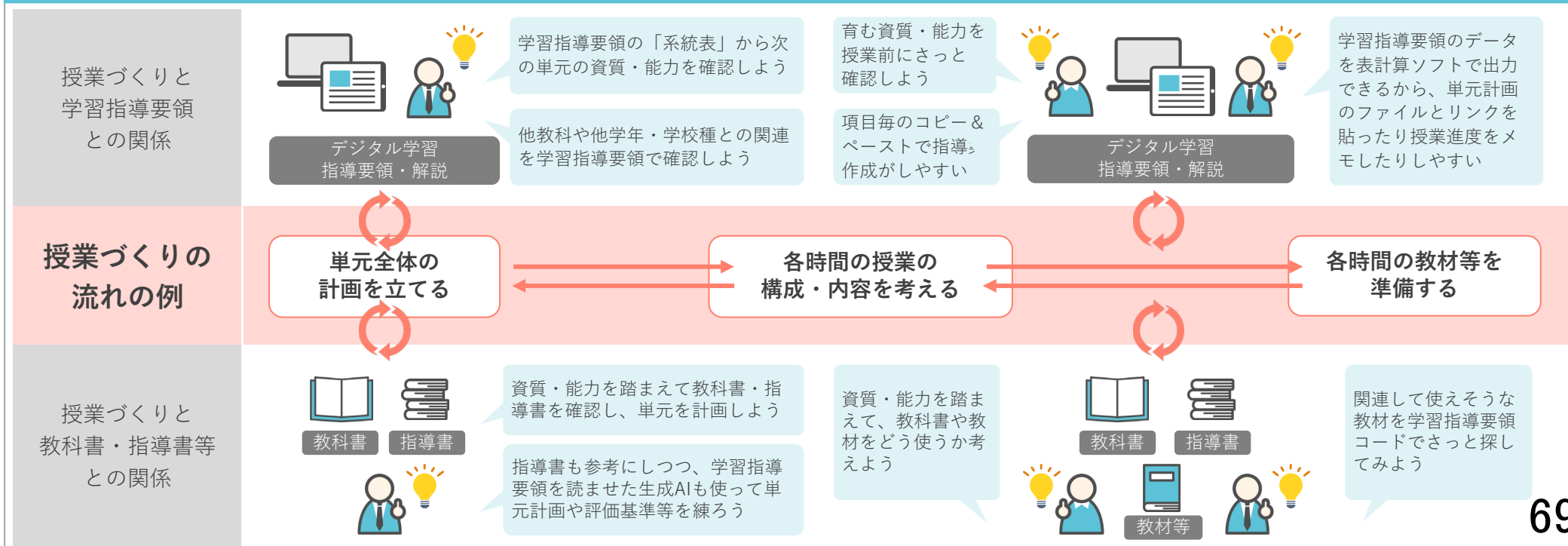


- 教科書や教材等から学習指導要領の**該当箇所がすぐに辿れる**
- 教科・学年で**すぐに絞り込める、系統図から見たい項目を選べる**

- 担当外の**教科や学年・学校種等との関連性が俯瞰**できる
- 該当のキーワードで**すぐに検索**できる
- AIに読み込ませて活用**しやすい

- 欲しいレイアウト・データ形式**で出力して加工して**利用**できる
- 学習指導要領コード**を使って必要な教材を探しやすい

授業づくりで可能になること（例）



2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

「見方・考え方」の再整理

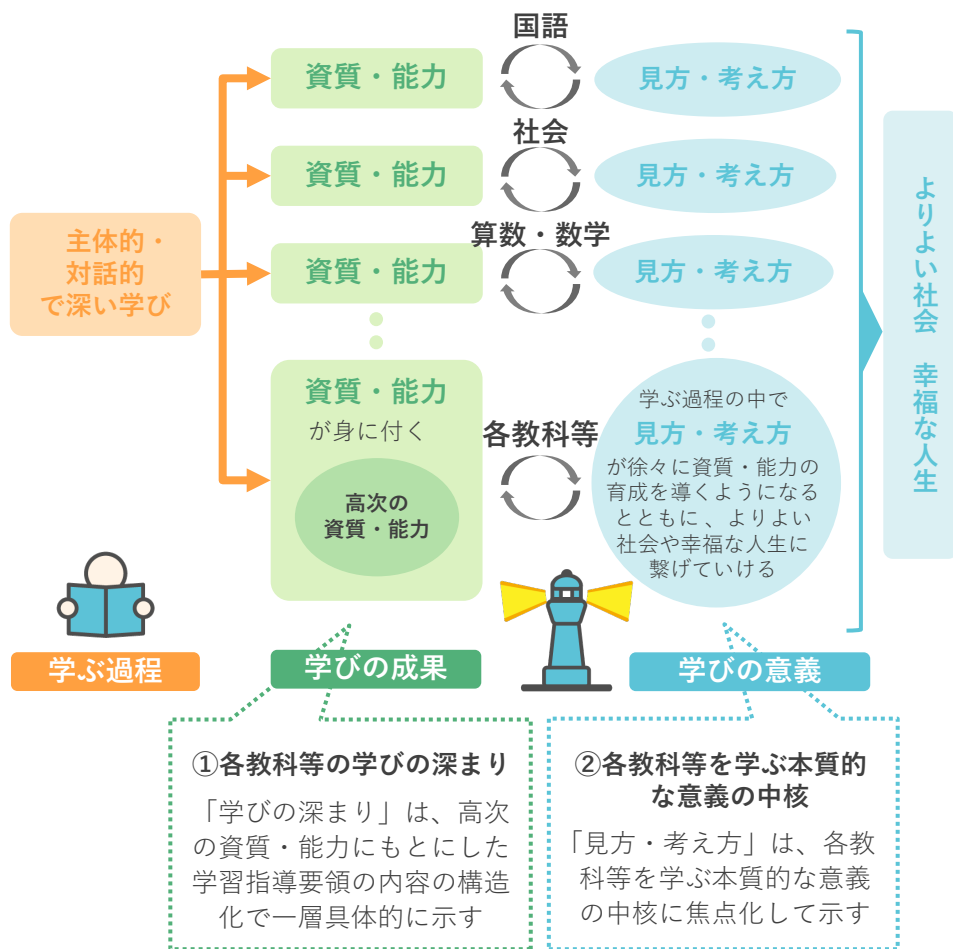
課題

「見方・考え方」の具体は解説を読まない分からない。解説の記載も「各教科等の学びの深まり」と「各教科等を学ぶ本質的な意義の中核」が混在しており複雑・抽象的で分かりにくい。

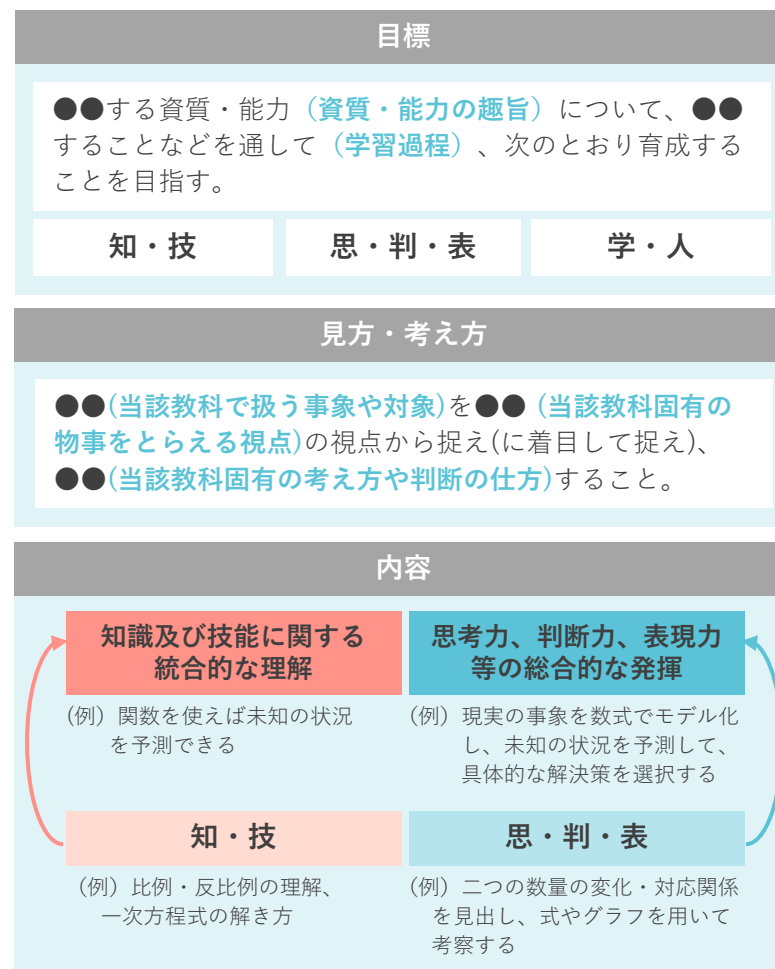


「見方・考え方」を「各教科等を学ぶ本質的な意義の中核」に焦点化したうえで学習指導要領本体に位置付け、資質・能力の育成を導くとともに、よりよい社会や幸福な人生に繋がっていけるようにする。

－ 整理の方向性 －



－ 改善後の示し方イメージ －



2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方 学習指導要領と「個別最適な学びと協働的な学び」の関係の在り方

課題

- ・デジタル学習基盤を前提とした学習指導要領の記載が不十分であり、ICTの学習ツールとしての活用は道半ば。
- ・「個別最適な学びと協働的な学び」という学習形態のみが強調され、「主体的・対話的で深い学び」に繋がっていない。



デジタル学習基盤の活用を前提とした、これからの学びの方向性について、関係概念を分かりやすく整理しつつ学習指導要領で示す。

1. デジタル学習基盤を前提にした改訂の方針

✓ 総則において以下のようなデジタル学習基盤の意義を示す

- ・多様な子供たちにとっての包摂性を高めながら、教師にとって持続可能な形で主体的・対話的で深い学びを通じた資質・能力の育成に資する学習環境デザインを実現できる
- ・教師の指導のツールとしての側面に加え、学習者の学習ツールとしての側面を有しており、子供にとっての学びやすさの向上や合理的配慮の基盤として働き、多様な特性を持つ子供たちが主体的に学ぶための基礎となる
- ・デジタルカリアルか等の二項対立に陥らず、デジタルも最大限活用して一人一人の豊かな学びを充実させる視点が重要である



別途指針



✓ 生成AIなど情報技術進展への対応は、必要に応じて別途ガイドラインや指導資料で示す



✓ 各教科等の資質・能力や固有の学習過程を示す際、デジタル学習基盤が常時利用可能であることを前提とする

2. 「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学びと協働的な学び」の整理



「個に応じた指導」と「個別最適な学び」

「対話的な学び」と「協働的な学び」

✓ 類似する用語の並立を避け、概念を整理する

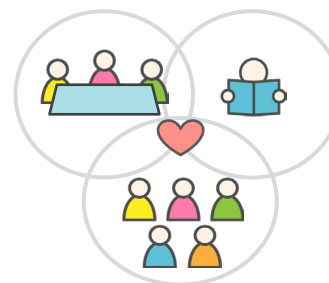


✓ 「個別最適な学び」を、多様な子供たち一人一人に主体的・対話的で深い学びを実現する視点として明確化

教師の視点 学習者の視点



✓ 教師と学習者双方の視点を踏まえ、バランスある記載に



✓ 一斉・グループ・個別を効果的に組み合わせること、集団作りや心理的安全性の確保等の重要性を示す




3. 多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？


調整授業時数制度の創設

高校の単位制の柔軟化

個々の児童生徒に対応した教育課程



時数が固定化し
柔軟な運用が
難しい



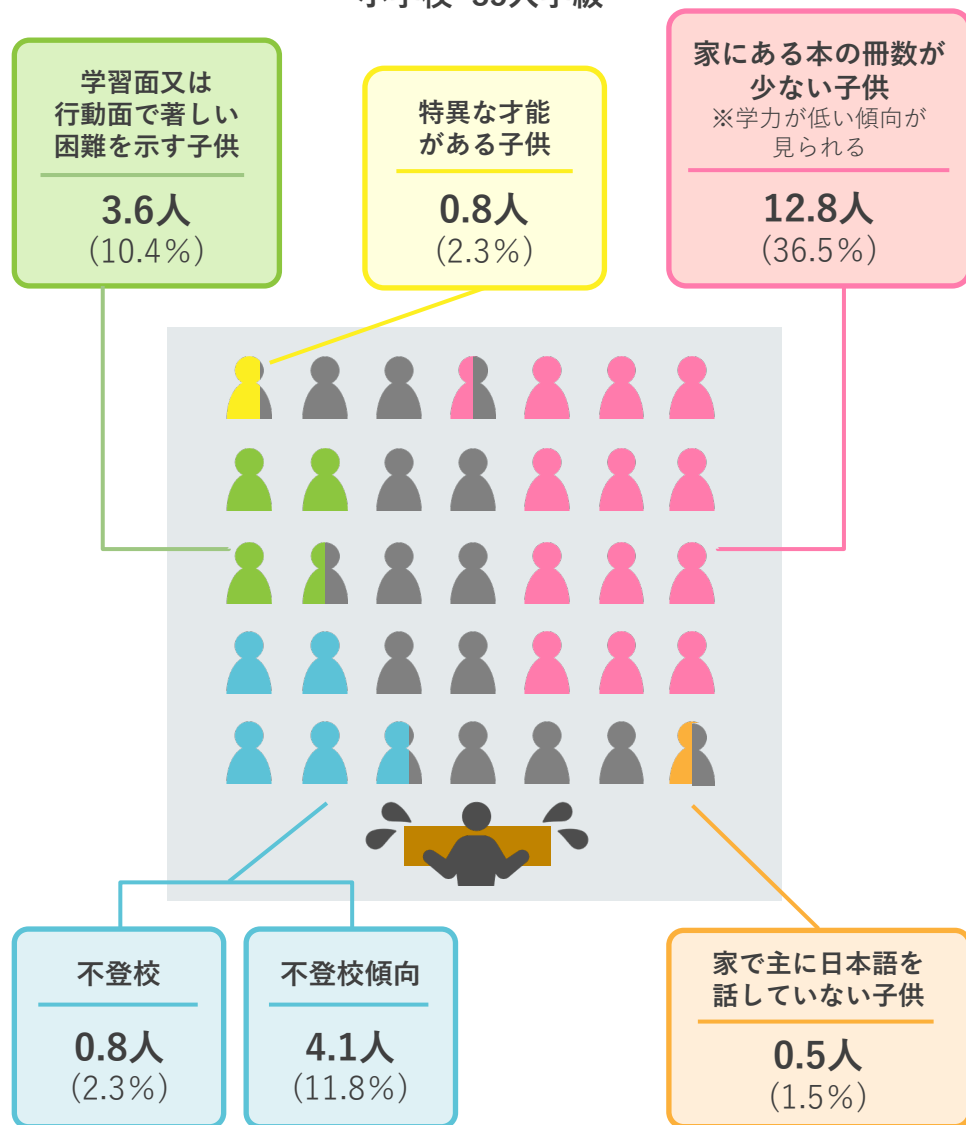
多様な子供に
合わせた工夫が
しにくい

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

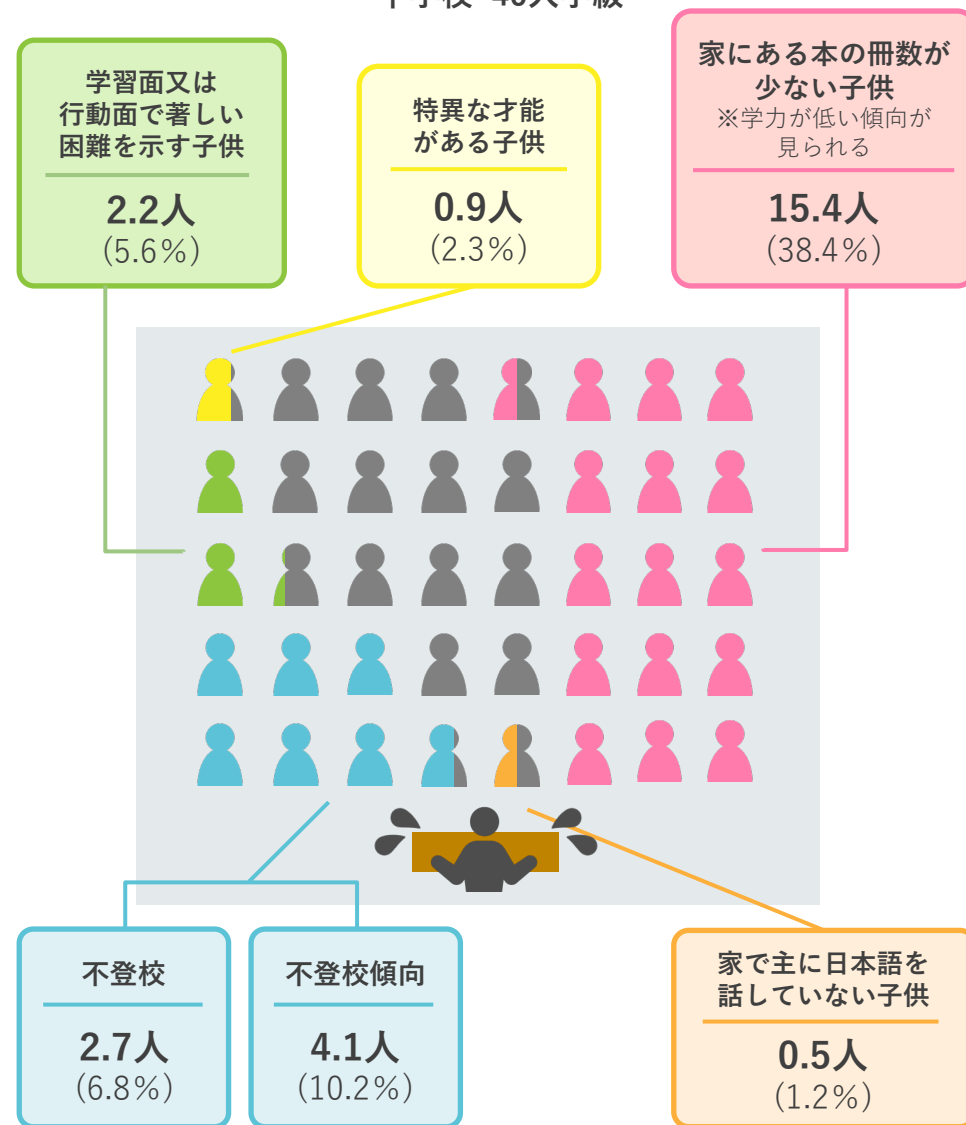
検討の前提（児童生徒の実態）

どの学校でも、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化。多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題。

- 小学校 35人学級 -



- 中学校 40人学級 -



※諮問参考資料P46,47より一部データを更新して作成 https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt_kyoiku01-000039494_3.pdf
 ※特異な才能がある子供：IQ130以上を仮定しているが、多様な基準や考え方が存在し、要因が複合している場合もある。
 そのため、多様な種類・程度の特性がある子供がおり、その対象範囲は想定よりも広いとも考えられる。

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

調整授業時数制度の創設（義務教育段階）

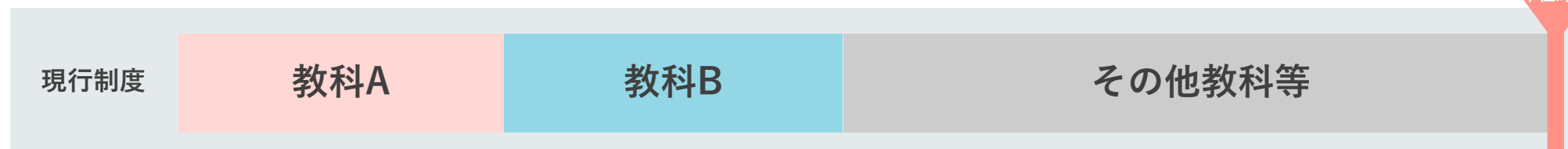
課題

多様な個性や特性、背景を有する子供たちの存在が顕在化する中、現行制度では多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の編成に限界がある。



子供の実態等に応じた標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」を創設。個性・特性に応じた学びに繋がる「裁量的な時間（※）」の実施などを可能とする。

1015
単位時間



1

各教科の標準時数を下回ることができるようにする

2

調整授業時数を他教科等に上乗せして活用できるようにする

3

調整授業時数を「裁量的な時間（※）」に充てられるようにする

4

「裁量的な時間」の一部について、教育の質の向上に向けた、授業や指導の改善に直結する組織的な研究・研修等に充てられるようにする

5

調整授業時数を特に必要な教科の開設に充てられるようにする

(※) 児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラムを実施するための裁量的な時間
(基本的な概念の獲得や意味理解を伴った確かな知識の習得、認知の特性に応じた学力保障、学習方略に関する指導、個人探究を伴う体験活動、ソーシャルスキルトレーニング等)

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

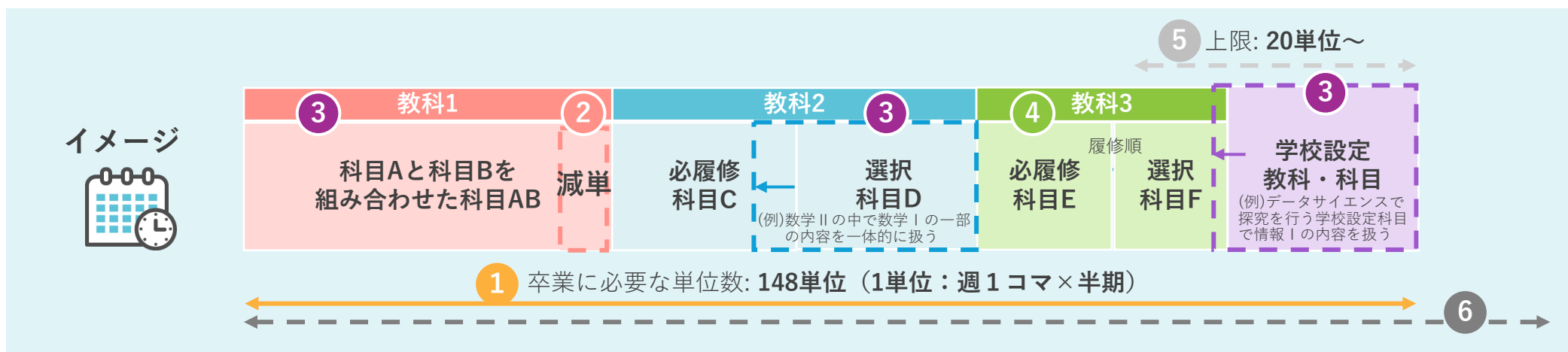
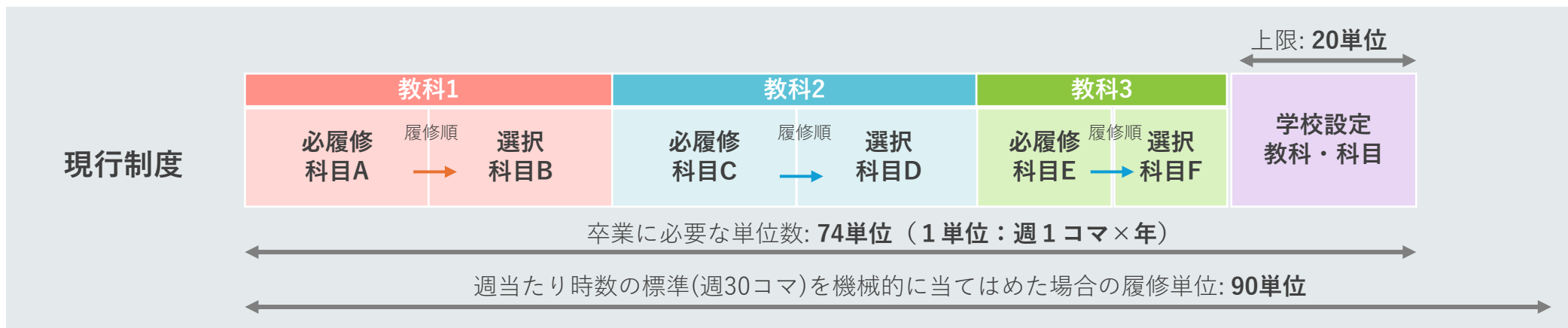
単位制の柔軟化（高等学校段階）

課題

高校では、標準単位数や履修順、週当たり授業時数等の規定により、各学校が生徒の実態に応じた柔軟な教育課程が編成しにくい。



教科・科目の柔軟な組み替え、標準単位数の細分化、履修免除の仕組みの創設などにより、単位制を大幅に柔軟化。多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を可能とする。



- 単位数を細分化し、学期ごとの単位の認定や、細かな増単・減単をしやすくする
- 複数科目を一体的に指導する場合の減単を可能とする
- 必履修を含む科目統合などを学校判断で柔軟に運用できるようにする
- 外国語の外部試験で内容を十分に修得していることが明らかな場合など、一定の条件下で履修免除や振り替えを認められるようにする
- 学校設定科目の修得単位数を増やす(現行は20単位まで)
- 週当たり授業時数の標準(週30コマ)を示さない方向で検討

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み

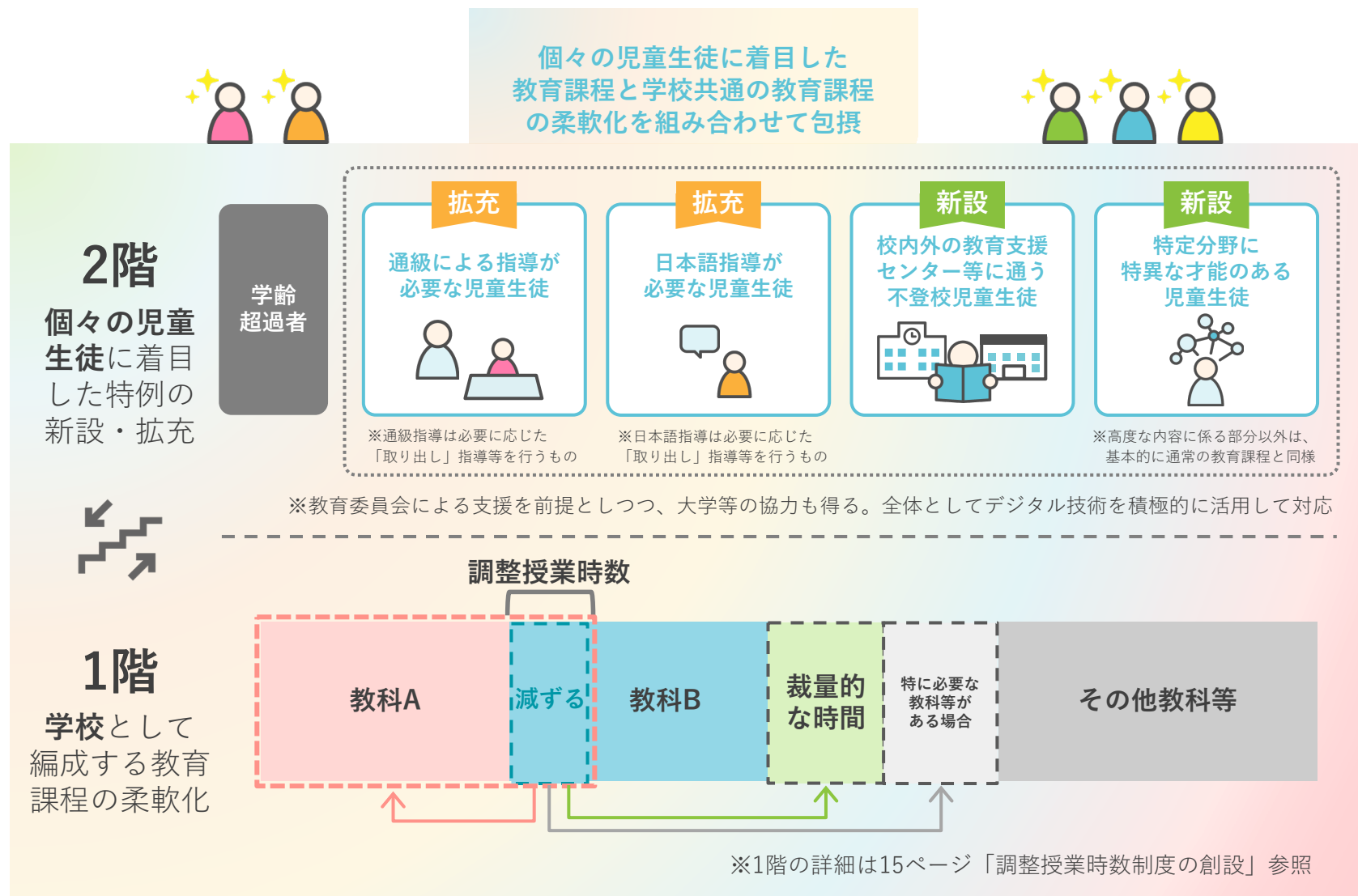
課題

各学校が編成する一つの教育課程では、多様な個性や特性、背景を有する子供たちに対応することが難しい場合もある。



「個々の児童生徒」に着目した教育課程編成の特例の新設・拡充により、学校共通の教育課程（1階）と個々の児童生徒に着目して編成する教育課程（2階）の柔軟化を組み合わせることで多様な子供たちを複層的に包摂する。

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ





4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

小中高を通じた体系的な
教育内容の充実

情報活用能力を基盤とした
質の高い探究的な学びの実現

「学習の基盤となる資質・能力」の整理

技術の進歩に
どう対応すれ
ばいいだろう



これからの社会で
必要な内容を指導
できていない



4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

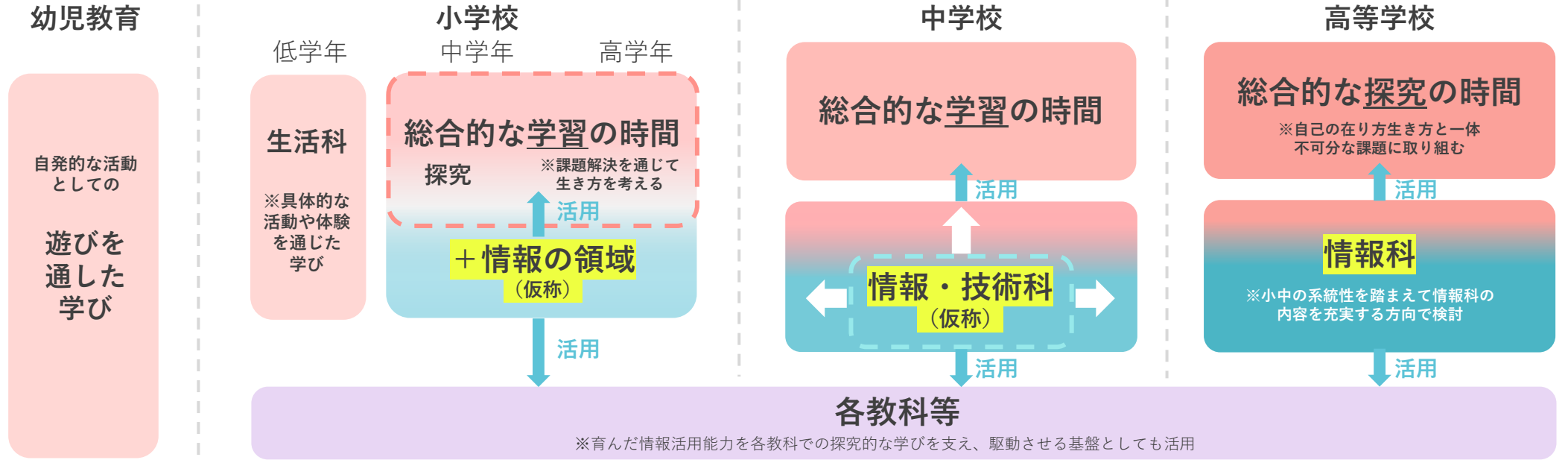
情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現

課題

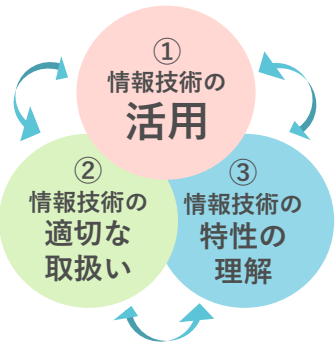
生成AIなどデジタル技術の発展が進む中、情報活用能力の育成にあたっての指導内容が必ずしも十分でなく、小中高通じた育成体系が不明確。



情報活用能力を各教科も含めた探究的な学びを支える基盤と位置付け、小中高を通じた体系的・抜本的な教育内容の充実を図る。デジタルの負の側面にも対応しながら情報技術を自在に活用して課題解決ができる人材を育成する。



情報活用能力を構成する各要素

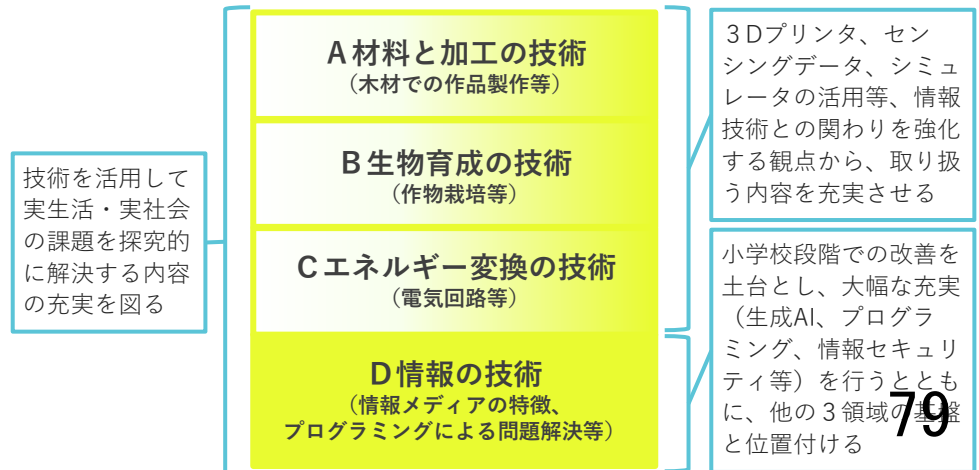


- ①情報技術の活用**
情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理・比較、発信・伝達等に関すること
- ②情報技術の適切な取扱い**
情報技術を扱う際の留意事項に関すること (情報モラル、権利と責任等)
- ③情報技術の特性の理解**
情報技術の特性の科学的な理解に関すること (コンピュータの仕組み、データ活用等)

小学校段階
体験的な活動を重視し、「①活用」を中核としながら、「②適切な取扱い」、「③特性の理解」と相まって培う

中学校段階以降
各要素の内容を深めつつ、より抽象的・科学的な理解を必要とする「③特性の理解」を一層重視

中学校 情報・技術科 (仮称) イメージ



4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

「学習の基盤となる資質・能力」の整理

課題

各教科等の日々の学習や生涯にわたる学びを基盤として支える資質・能力である一方、育成に向けたイメージが持ちにくく、具体的な実践に結びつきにくい。



「学習の基盤となる資質・能力」は言語能力と情報活用能力とし、相補的に働くことで効果的に育成・発揮できるものと捉えて関係性を整理。学校現場にとって趣旨が伝わりやすく、取り組みやすいものにする。

各教科等において育む資質・能力

元となる学問体系等を踏まえて系統的に内容が組織・配列されていることで、学習内容の体系的な習得を図るとともに、学習内容を相互に結びつけて理解しやすくなるなど、資質・能力の深まりを効果的に実現。



主体的・対話的で深い学び

質の高い学習過程

各教科等の学習の過程として重視

総合の目標等において重視

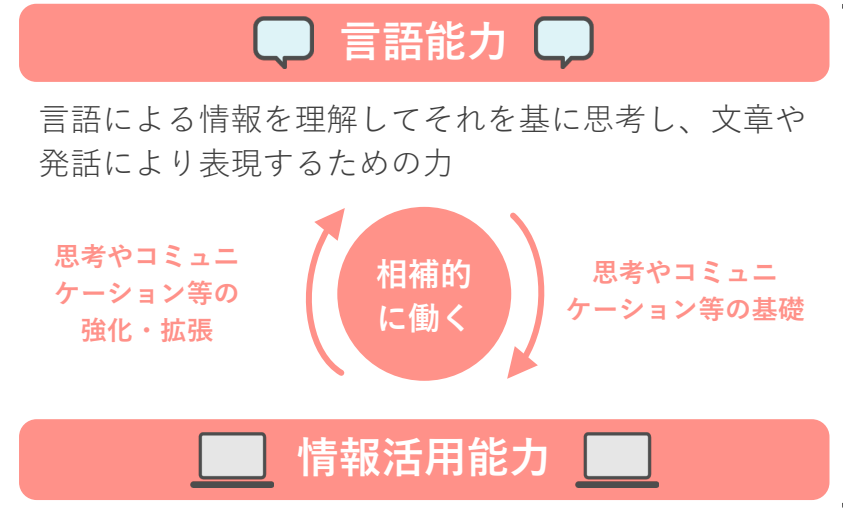
問題発見・解決

各教科等の内容を通じて育成を図る

日々の学習や生涯にわたる学びを基盤として支える

学習の基盤となる資質・能力

各教科等の内容を通じて育成を図ることとなる一方、育成する資質・能力の全体像を教科等を超えて整理することで、各学校でのカリキュラム・マネジメントを通じた教育課程全体での体系的な育成を担保。



問題発見・解決

※言語能力や情報活用能力は問題発見・解決の過程においても発揮されることに留意



5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

現行教育課程での工夫

標準授業時数の弾力化と時数精選

教科書等の改善

研修や教材研究の
時間が足りない



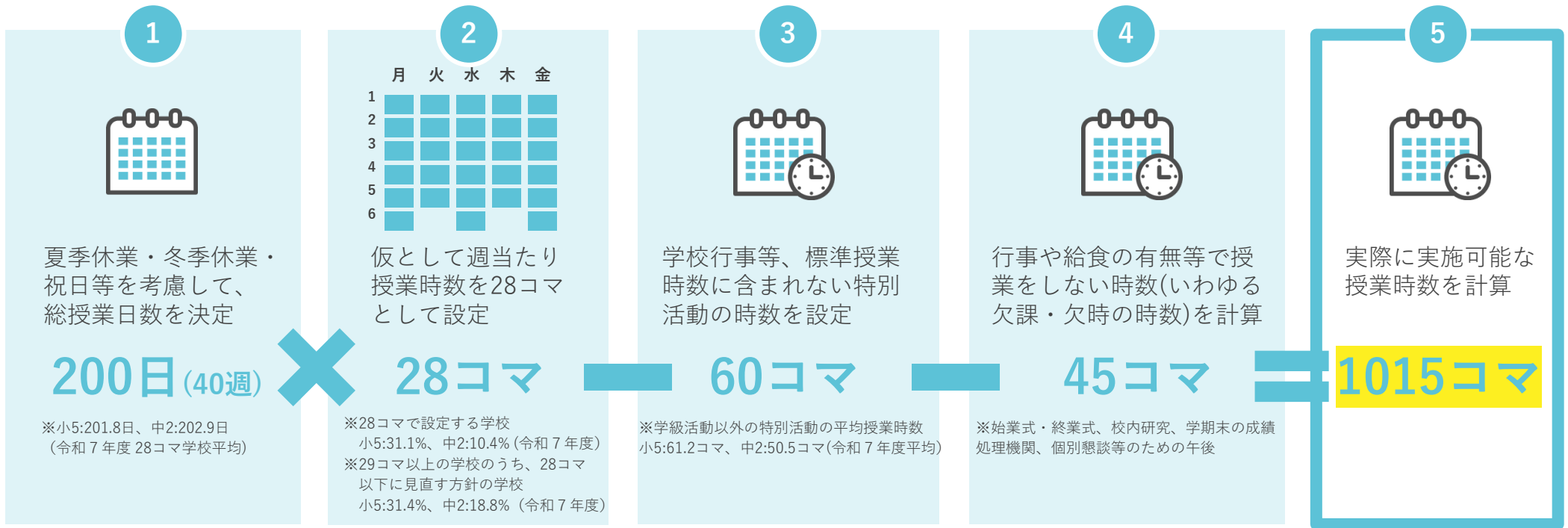
教科書が
終わらない



5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

ー現行制度でもできることー

現行教育課程の下で、具体的に週当たり時数を減らす工夫例（先行事例を踏まえた編成過程の例）



必要に応じて、授業日数、学校行事等、欠課の時数等を柔軟に見直し、調整することで、現行教育課程の下でも、標準授業時数ベースの各教科等の時間を1015コマ程度として週28コマでの編成が可能

※以上はあくまで一例であり、具体的な適切な水準を示すものではない。各学校や地域の実情に応じて、授業日数、学校行事等、欠課の時数等は適宜調整すべきもの
※こうした取組を進めていくためには、保護者や地域住民といった社会の理解の醸成も重要となる

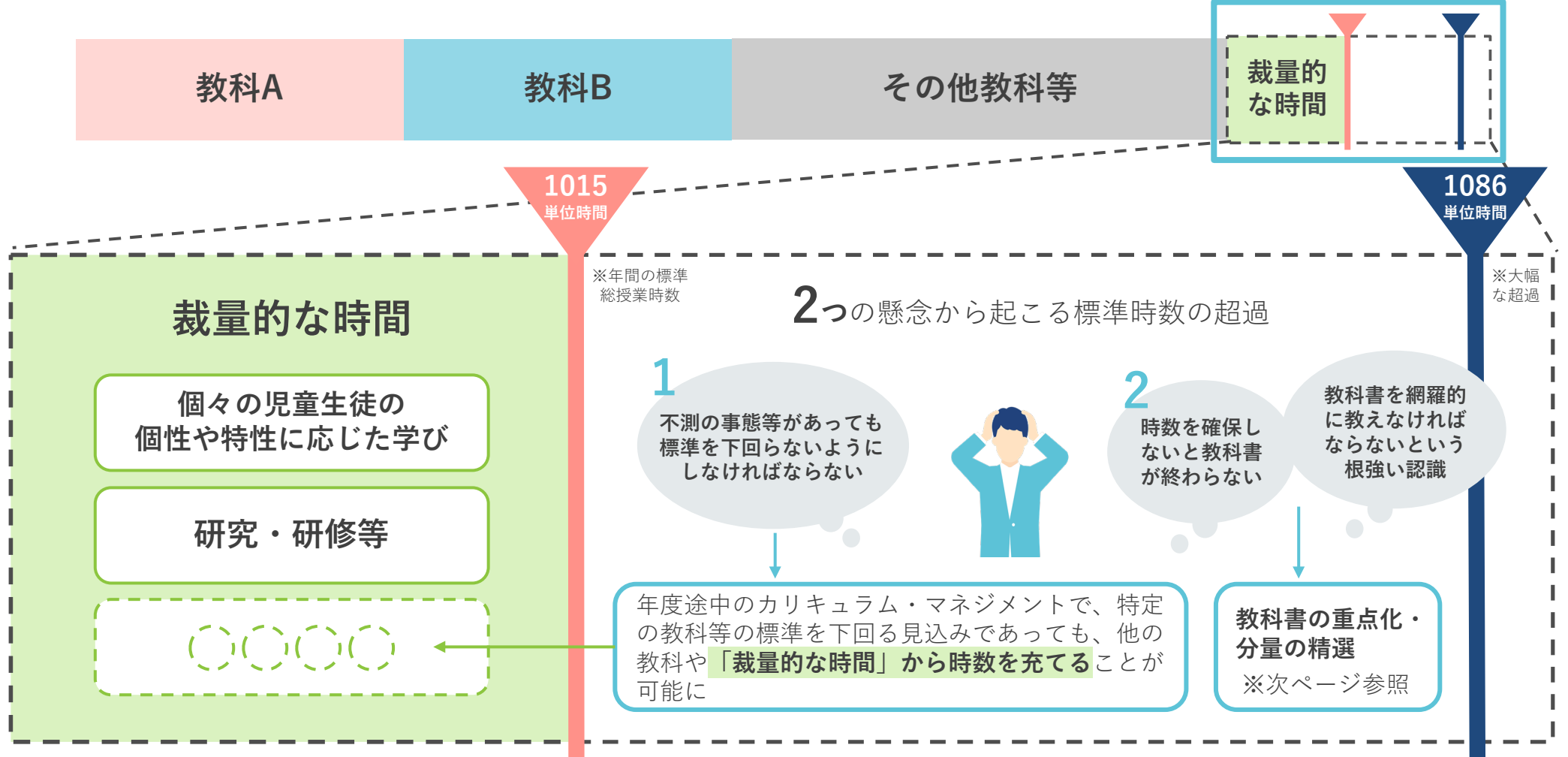
5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

標準授業時数の弾力化と時数精選の関係

課題 不測の事態への対応、教科書が終わらないのではないかという不安や、週29コマ実施する根強い習慣から、標準を大幅に超える授業時数が生じ、教師の負担や負担感が増大。

→

💡 週当たりの時数の見直しや標準授業時数の弾力化、学習指導要領の構造化、教科書等の改善など総合的に対応。教師と子供たちに「余白」を生み出し教育の質の向上を図る。

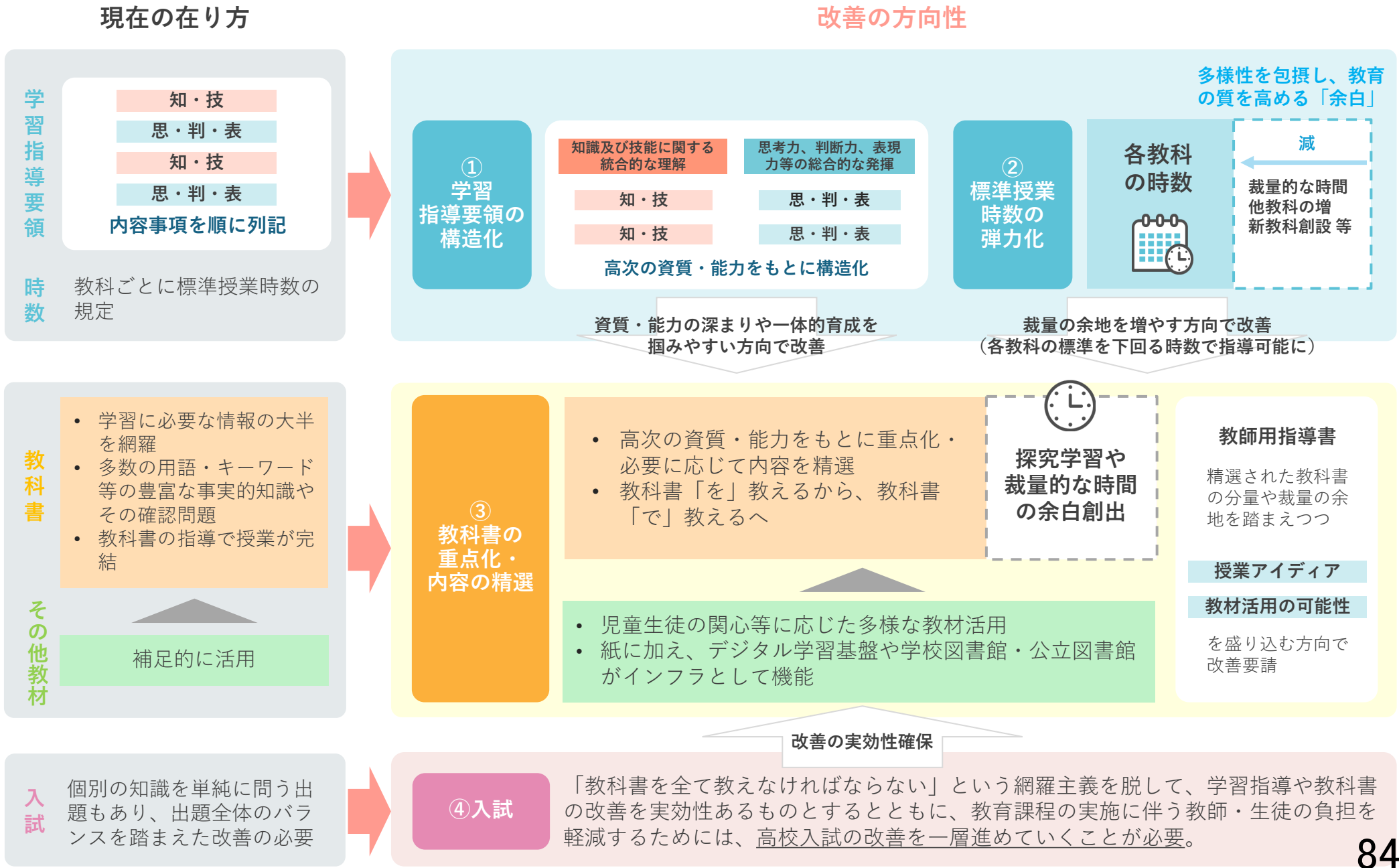


計画段階で真に必要な時数が見極め

指導体制に見合うよう改善を促進

5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

学習指導要領の構造化・柔軟な教育課程を契機とした教科書等の改善





6.豊かな学びに繋がる学習評価の在り方とは？

「主体的に学習に取り組む態度」の評価

評価の頻度やタイミング

学習改善に
つながる
評価にしたい



「主体的に学習に
取り組む態度」の
見取りが難しい



6.豊かな学びに繋がる学習評価の在り方とは？

学習評価の課題と論点（全体像）

現行の評価イメージ

	1学期						2学期		3学期		学年末	
	単元1			単元2	単元3	観点別 ⁵ 評価	...	評価	...	評価	観点別	評価
	³ 小テスト	振り返り ^①	振り返り ^②	ノート ^①	ノート ^②	発言・行動						
知・技	79					B	総括 →			A
思・判・表	74			B	B		⁴ →	B 総括 → 4	...	4	...	5 → B → ⁶ 4
主態		² A	A	A	B	B	→			B

1
ペーパーテストのみで多面的に評価するのは限界…

2
「主態」の評価のために定量的な評価材料が必要だけど、振り返りやノート記述の確認も大変…

3
評価材料が多く、記録の確認に時間が取られて学習や指導の充実に繋がらない…

4
評価に向けた学習評価となり、学習や指導の改善に結び付きにくい…

5
毎学期の評価が負担…学年末にできるようになっても前の学期の評価は変えられない…

6
高次の資質・能力と評価の関係はどうなるんだろう…？



論点①
「主体的に学習に取り組む態度」の評価の改善

「学びに向かう力・人間性等」の評価を、教育課程全体を通じた「個人内評価」へ
よい点が出た場合のみ思考・判断・表現の評価へ「○」の付記

論点②
評価の頻度やタイミング

負担が重い「記録に残す評価」の精選の方策
負担の重い評価の頻度を見直しつつ、「学習改善等に生かす評価」を充実させる方策
(デジタル技術活用の可能性を含む)

論点③
高次の資質・能力との関係

今後のWGで、各教科等における高次の資質・能力の具体的な粒度や示し方について検討していく中で、学習評価における取扱いについても具体的に整理

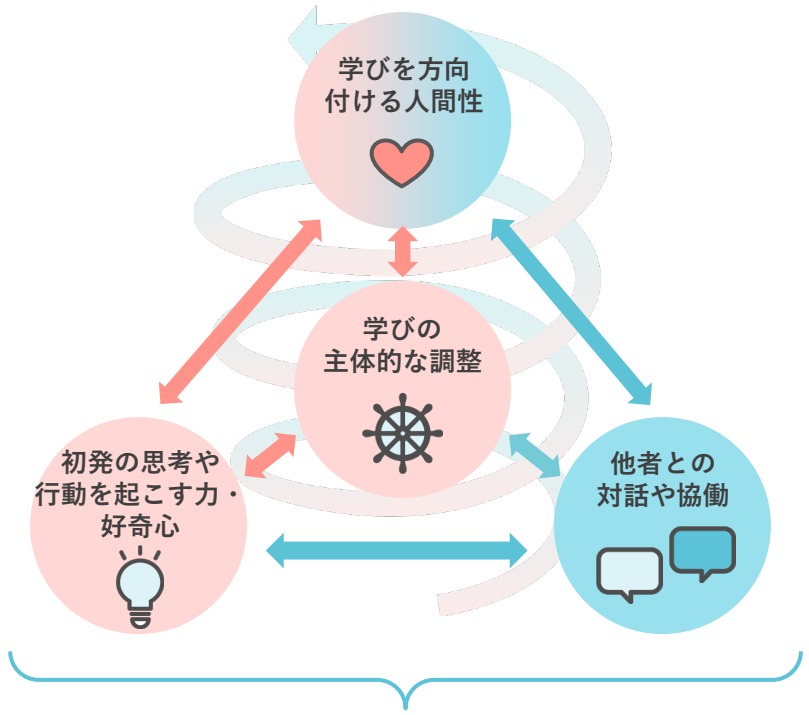
次ページ参照

引き続き検討

6.豊かな学びに繋がる学習評価の在り方とは？

「主体的学習に取り組む態度」の評価の見直し

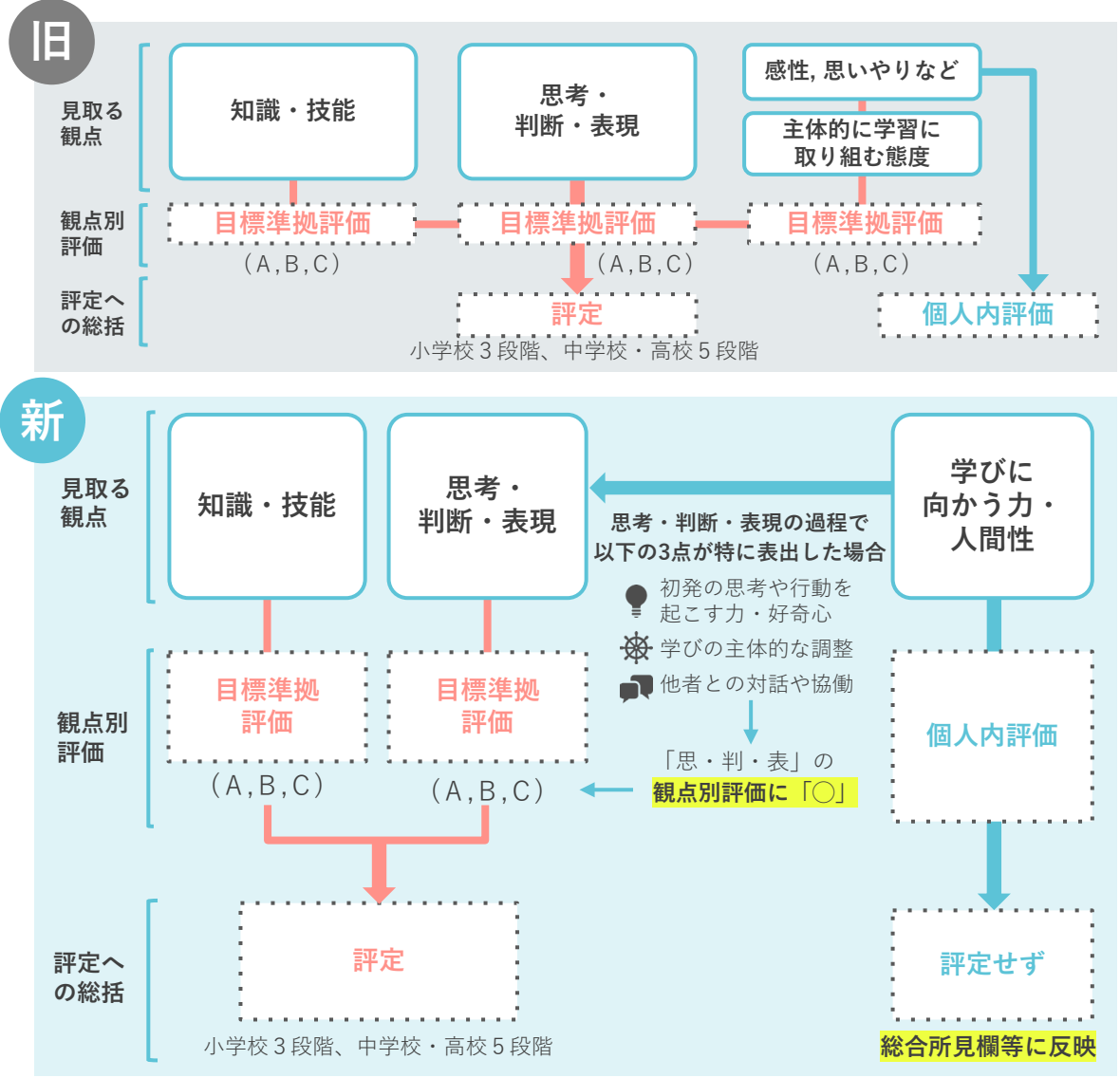
学びに向かう力、人間性等を構成する要素はあらかじめ整理



4つの要素を踏まえ、各教科等の目標に反映

学習指導要領の目標（学びに向かう力、人間性等）

新たな観点別評価の方向性イメージ



- 学習の自己調整を含めた「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力が一層重要となることを踏まえ、その効果的な育成を図るために、特質に応じた評価の在り方に改善を図るものであり、「学びに向かう力、人間性等」の評価を「しなくてもよくなる」「軽視してよい」といった誤った理解とならないよう、具体的な運用の設計と趣旨の周知・徹底を図る必要がある。
- 「思考・判断・表現」の観点別評価に「○」を付記した際、それを教育課程の実現状況の総括的な評価である評定に一定程度加味することの適否については、**87** 学び総則・評価特別部会で検討を深める。



7. その他の検討事項の方向性は？

カリキュラム・マネジメントの在り方

高等学校入学者選抜

産業教育

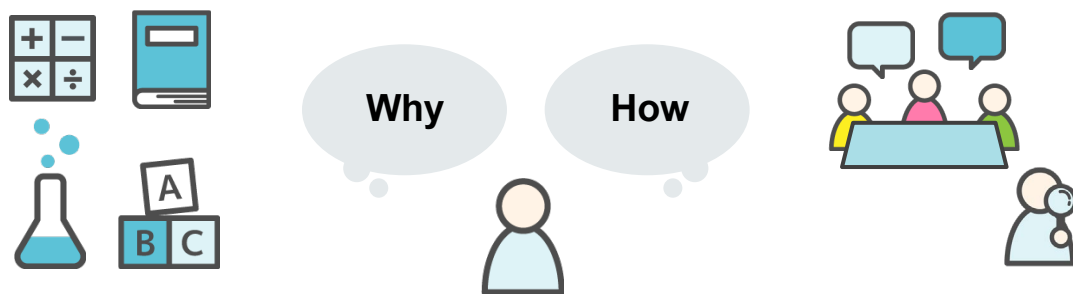
特別支援教育

幼児教育

子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善



(1) カリキュラム・マネジメントの在り方



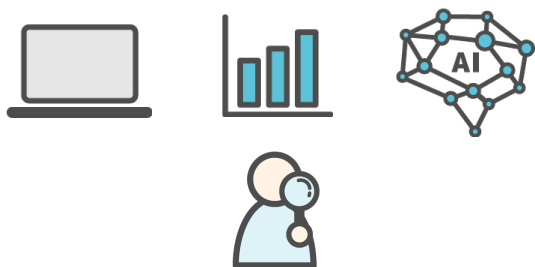
カリマネが「何のために」「どのように」行われることが期待されるかについて具体化し、教師にとって意義を感じられる日常の取組となるよう考え方を整理する。

(2) 高等学校入学者選抜



多様な生徒の個性・特性を踏まえた選抜を充実させ、中学校以下との円滑な接続に資するよう改善を行う。

(3) 産業教育



産業構造の変化などを踏まえ、データサイエンス・AIを活用した実践的な学びを充実させ、産業教育の教育課程を改善する。

(4) 特別支援教育



通常の学級における合理的配慮の提供の充実、通級による指導を受ける場合の教育課程の特例的な取扱いの見直し、特別支援学校や特別支援学級における教育活動全体を通じた自立活動の指導などにより、特別支援教育を充実させる。

(5) 幼児教育



すべての幼児教育施設において、遊びの中で直接的・具体的な体験を通じた学びを保障するために幼児教育を充実させる。

7. その他の検討事項の方向性は？

(6) 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善

学校という身近な社会の改善を通じて

／ 主体的・実践的に社会参画する力を育む ／



教師の適切な指導のもと、校則など学校のルール設定をはじめとする学校運営に発達段階に応じて子供が関わる仕組みを明確化



各行事の特質や教師の過度な負担を生じさせない観点を踏まえつつ、子供たちが創造する活動であることを明確化

民主的かつ公正な社会の基盤としての学校

特別活動

学校

児童会・生徒会活動(委員会活動を含む)

学校行事

文化的行事、
集団宿泊的
行事等

学級

学級・ホームルーム活動

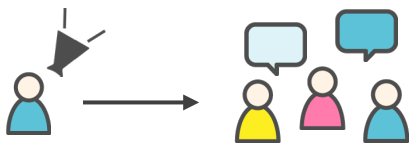
各教科等

地域社会を含めた参画・改善の仕組み

学校運営
協議会

学校評価

教育委員会等

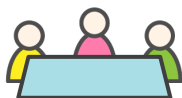


自分の意見の根拠を持った説明、一方的な意見の主張に止まらない対話を含む、「協働的な学び」を一層重視

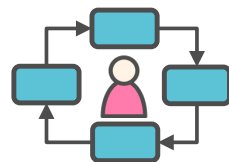


学級内の多様性を前提に、共生社会の実現に向けた納得解を形成しようとすることの重要性を明確化

意見表明の推進



子供の社会参画や意見表明の推進を議題としたり、子供自身が学校運営協議会に参画するなどしたりして、社会参画を促進



学校運営の評価・改善プロセスに子供が関わることを促進



教育振興基本計画等の策定をはじめとする地方公共団体の議論において、子供の意見表明の機会を設ける等、学校を超えた子供の社会参画を促進



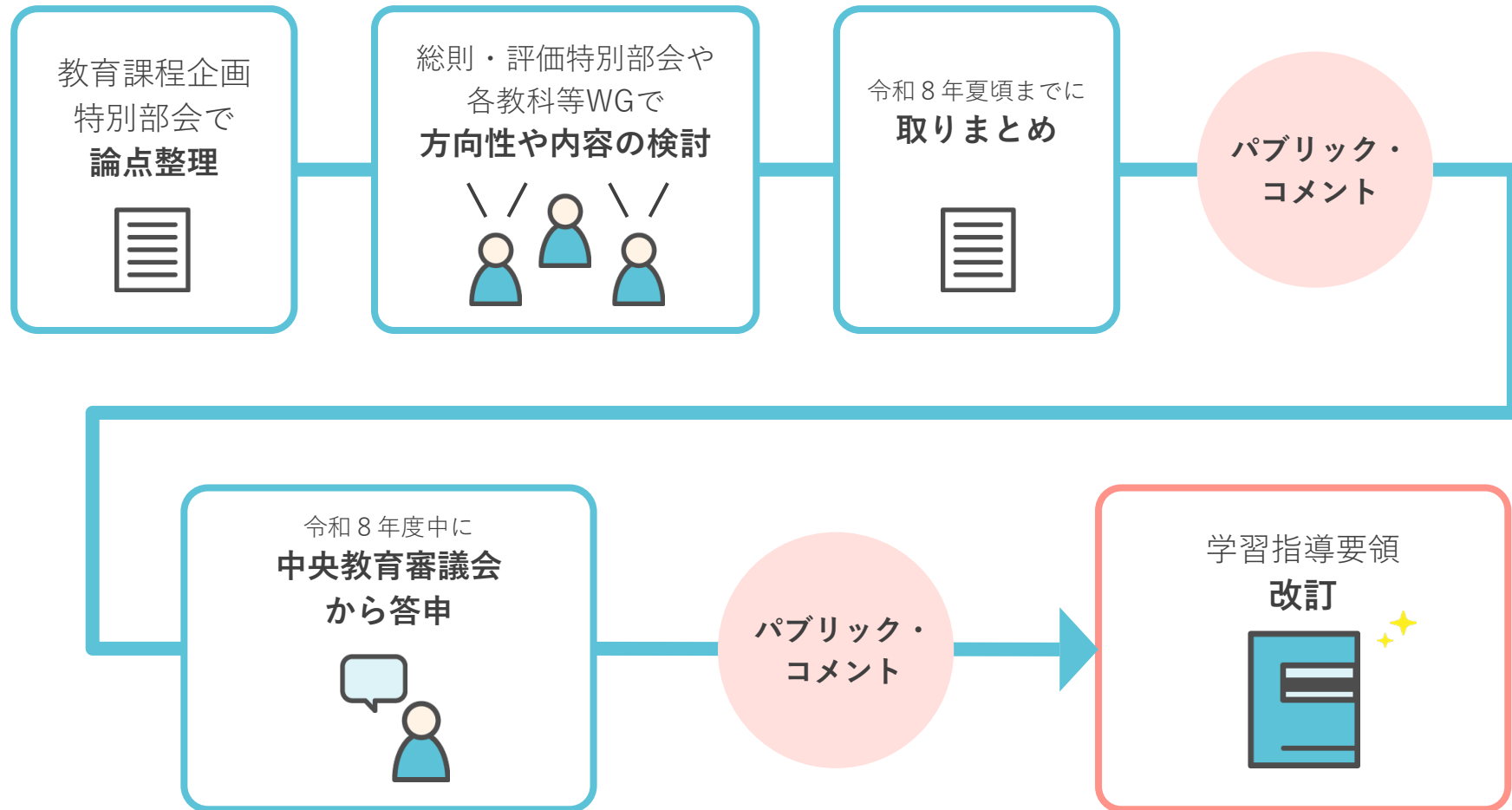
8. 今後どのように検討を進めるのか？



8.今後どのように検討を進めるのか？



検討スケジュール





文部科学省ホームページ

教育課程企画特別部会 論点整理

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html